

土 木 委 員 会 記 録
＜第 2 号＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会）

平成20年10月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成20年10月 3 日 金曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 4 時15分

場 所

第 3 委員会室

議 題

- 1 乙第10号議案 財産の取得について
- 2 乙第12号議案 訴えの提起について
- 3 乙第17号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について
- 4 陳情第68号、第96号の 3、第108号の 3、第115号、第130号、第133号、第138号及び第152号
- 5 道路、橋梁の整備事業について外所管事務調査（台風13号の被害について）
- 6 閉会中継続審査（調査）について
- 7 参考人招致について（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	當 山 眞 市 君
副 委 員 長	照 屋 大 河 君
委 員	新 垣 良 俊 君
委 員	嶺 井 光 君
委 員	池 間 淳 君
委 員	新 垣 哲 司 君
委 員	高 嶺 善 伸 君

委員 嘉陽宗儀君
 委員 新垣安弘君
 委員 大城一馬君
 委員 平良昭一君
 委員 吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長	漢那政弘君
参事兼技術管理課長	比嘉和夫君
道路管理課長	前泊勇栄君
河川課長	大城芳樹君
港湾課長	新垣盛勇君
下水道課長	桑江良光君
住宅課長	喜屋武博行君

○當山眞市委員長 ただいまから、土木委員会を開会いたします。

乙第10号議案、乙第12号議案、乙第17号議案の3件、陳情第68号外7件、所管事務調査事項及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第10号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 ただいま議題となりました、乙第10号議案財産の取得について、その概要を御説明いたします。

議案の20ページをお開きください。

本議案は、南大東港及び北大東港に配置するクレーンを取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

南大東港及び北大東港においては、厳しい海象条件のため、船舶を岸壁に直接接岸できないことから、8メートル程度沖側に離して係留しております。そのため荷役作業や旅客の乗降は、岸壁上に設置したクレーンにより行っており、岸壁施設としてクレーンを配備するものであります。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 これは使ってもう何年になりますか。今使っているのは売り払いするわけでしょう。

○新垣盛勇港湾課長 現在使われているクレーンについては、南大東島のクレーンが平成13年度購入でございます。北大東島のものが平成10年購入でございます。クレーンの耐用年数が6年となっておりますので、耐用年数が過ぎているということで今回新たな購入ということでございます。

○新垣哲司委員 1年半くらい前から担当を呼んで、寿命があるから新しいのに買いかえると聞いて、クレーンは財産ですから、売り払いをどういう形ですかと聞いたんですよ。どういう形で皆さんは入札をかけようと思っておりますか。

○新垣盛勇港湾課長 現在あるクレーンにつきましては、耐用年数が過ぎているものの、まだ使用できるということで、地元のほうでは陸側の荷役作業に使用したいということでございますので、そのクレーンを売り払うということは今のところ考えておりません。

○新垣哲司委員 そのままの状態を使うということなんですか。当初からそういうお考えだったんですか。

○新垣盛勇港湾課長 そのままの状態といいますか、新たなクレーンは船舶からの積みおろしに使用しまして、現在あるクレーンについては陸側でのクレーンの荷物の移動も必要でございますので、そういうことに使いたいということでございます。

○新垣哲司委員 わかりました。以前はもう使えないからということで、売り払いするのかなと思ったのですが、そうではなくて、十分使えるので陸のほうで使うということですね。

○新垣盛勇港湾課長 そういうことでございます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 南大東港には2つのクレーンがありますよね。

○新垣盛勇港湾課長 2つのクレーンがございます

○大城一馬委員 買いかえるのは、機械の大きさが違うのですが、古いほうが小さいですか。これをかえるということですか。

○新垣盛勇港湾課長 現在南大東島では20年ほど前に設置した50トンクレーンがございます。ただそれにつきましては港湾の荷役ということではなくて、現在は背後の荷役作業で、コンテナ等陸側で使用しております。今回買いかえたいしますのは船舶の積みおろしに使っているクレーンでございます。それについて耐用年数が過ぎたということで買いかえを行うということでございます。

○大城一馬委員 この50トンクレーンですが、当初購入するときに結構物議を醸したんですね。こんな大きなクレーンが果たしてこの港で使えるのかどうか。ましてやこのクレーンは外国産で、修理ができないということで、一時県のほうにも要望があったと思うんですよ。部品が外国産だったのかな。先だって9

月2日に社大・結の会派で南大東島に視察に行ったのですが、地元の人からこんな大きなクレーンは使うのにもてあましているという話もあって、これが果たして順調に使われているのかどうかという話も聞いたんですが、今回購入するのは純粋に日本製ですか。

○新垣盛勇港湾課長 今回購入するのは日本製でございます。

○大城一馬委員 50トンの活用については県のほうでもしっかり把握しているのですか。

○新垣盛勇港湾課長 50トンクレーンにつきましては、先ほど50トンクレーンが大きいという話がありましたが、船舶への積みおろしにはなかなか大きさとして小さいということで、陸側でのコンテナ関係の移動に使用しております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 契約の方法、入札、随意契約、これはどうですか。

○新垣盛勇港湾課長 契約の方法につきましては、今回クレーンの購入価格が3200万円以上ということでございまして、政府調達的一般競争入札ということになっておりまして、一般競争入札で契約しております。

○平良昭一委員 これは2台一緒に契約するということになるんですか。

○新垣盛勇港湾課長 南北大東島両方一緒に購入したほうがいいということで、2台一緒にということにしております。

○平良昭一委員 これは機械の代金だけですか。設置の料金まで入っているということですか。

○新垣盛勇港湾課長 現地へ搬入しまして、現地での機械の操作指導までしていただくという条件でございます。

○平良昭一委員 既存のクレーンもあるということですが、耐用年数等はどうか。

いう状況ですか。

○新垣盛勇港湾課長 クレーンの耐用年数は6年ということになっておりまして、これは港湾の基準でそうっております。ただ現実的にはまだまだ使えるようなクレーンでございますので、地元の方から岸壁の背後のほうのコンテナ等の移動に使用したいということでございますので、県としてもそのように取り扱っていきたいと考えております。

○平良昭一委員 一緒に入札したメリットはありますか。1つの会社で持ったほうがメンテナンスの面もいいという判断なのですか。

○新垣盛勇港湾課長 まずクレーンの南大東島までの運搬がございます。それについて2台一緒ですと経費節減できるということと、両方同じクレーンでしたらメンテナンスの面で有利だと。クレーンはやはり何年に一度かは部品の交換等が必要になりますので、そういうメンテナンス面でも有利になるということで2台同時に購入ということにしております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 入札する場合に参加業者は何カ所ありましたか。

○新垣盛勇港湾課長 2社ございました。

○嘉陽宗儀委員 この2社というのは、2社しかクレーンを取り扱っている業者がないということなのか、入札参加呼びかけそのものを皆さん方が2社にしかやらなかったということなのか、いずれですか。

○新垣盛勇港湾課長 今回の入札につきましては政府調達ということで、公報にも掲載しております。それと入札の説明会等も開いております。

○嘉陽宗儀委員 その結果、その2社が応じてきたということですね。

○新垣盛勇港湾課長 そういうことでございます。

○嘉陽宗儀委員 産業廃棄物処理やこういう問題については売り込み合戦が激しくて、政治家の皆さん方にも何とか声かけをしてくれないかというのも聞かれるので、入札制度についてはガラス張りにして透明度を高めるようにしないといけないですよ。この落札価格というのはそれぞれ決定したのは大分差があったのですか。入札額から、皆さん方の予定価格があるでしょう。

○新垣盛勇港湾課長 設計金額が3億135万円でございます、落札額が3億103万5000円でございます。

○嘉陽宗儀委員 その設計金額については公報で出したのですか。

○新垣盛勇港湾課長 設計金額は公表しておりません。

○嘉陽宗儀委員 設計金額とこの入札額との比率は何パーセントなのですか。

○新垣盛勇港湾課長 落札率は99.8パーセントとなっております。

○嘉陽宗儀委員 99.8パーセントというのは事前に額を知っていないとこんな正確に一致するというのはあり得ないんですけど。普通公共工事は何パーセントというのは大体言われていますよね。これも物品の購入なんかにしても大体の価格というのがあるわけだから、99.8パーセントというのは余りに一致していると思うんですが、なぜそうなっているんですか。

○新垣盛勇港湾課長 これは一般競争入札でございますので、入札の結果だと受けとめております。

○嘉陽宗儀委員 きちっと正確に合いすぎて、会社もこういう機器については、単価の設定の仕方がいろいろあってみんな差があるんですよ。それぞれの機器についてもみんな差がある。当然差があってしかるべきだけでも、99.8パーセントというのはほとんど100パーセントですよ。そういう入札額が出てくることはいかなるものかと思いますが、それ以上のことは言えませんのでこれくらいにしておきます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○**漢那政弘土木建築部長** ただいま議題となりました、乙第12号議案訴えの提起について、その概要を御説明いたします。

議案の22ページをお開きください。

本議案は、訴えの提起について、議会の議決を求めるものであります。

県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない悪質な滞納者に対し、建物の明け渡し等を求めるもので、今回の対象者は116件、124名であります。

○**當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 滞納の年月日が一番長いもの、短いものは幾らか、それから滞納額の一番多いのと少ないのが幾らかというのは説明できますか。

○**喜屋武博行住宅課長** 滞納金額と月数について、最高と最低を申し上げます。金額ですが、滞納額の最高が84万6400円、最低が7万3800円でございます。月数で見ますと20カ月が一番長い月数になっております。最低の月数は3カ月になっております。

○**嘉陽宗儀委員** 最高額のおよそ84万円の滞納期間は幾らですか。

○**喜屋武博行住宅課長** 月数にしまして16カ月分でございます。

○嘉陽宗儀委員 同じように7万3800円のほうは。

○喜屋武博行住宅課長 7万3800円につきましては月数で6カ月分です。

○嘉陽宗儀委員 16カ月も滞納しているということですが、この督促はどうやってきましたか。

○喜屋武博行住宅課長 通常私どもが訴えの提起を行う基準を御説明しますが、基本的に6カ月以上、金額にして20万円というのが原則でございます。ただ事務手続上、最終的に訴えの提起を行う手続の期間等を考えますと、平均して10カ月から11カ月くらいに一般的にはなります。6カ月を経過して最終的なヒアリング、事情聴取等を行いまして、そのときに滞納指導等を行います。一定期間経過しまして滞納解消しつつあるとか、約束を守っているとか、そういう状況を見た上で最終的に決定するわけですが、これが大体5カ月から6カ月くらい後になります。ということで先ほど申しました平均的なということになりますが、84万6000円のケースでございますが、実は今回の訴えの提起を行う際の前提となります、最終的な6カ月以上の滞納ということで事情聴取を行ったのが今年の2月から3月にかけてでございます。その時点でこの方は11カ月の滞納でございました。その理由は、実は私ども年2回訴えの提起をさせていただいておりますが、ことしの2月議会でも訴えの提起を行っておりますが、その対象者を選定する際に今回と同じように半年ほど前に事情聴取、ヒアリングを行っております。実はそれを実施しましたのは平成19年5月でございました。この方につきましては平成19年5月時点では2カ月の滞納ということでして、6月以上の訴訟の対象ではなかったもので、特にその時点では特別な措置を行っていなかったということでございます。ただ繰り返しますが、今年の2月から3月の時点では、滞納が続いてしまって11カ月の滞納になってしまっていたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 滞納した人たちに、皆さん方が納入率を上げるため具体的にどういう努力をしているかを今聞いていますから。家賃収納のための努力をどうやっているんですか。

○喜屋武博行住宅課長 今回の訴えの提起に至る前段の行政指導をどのようにしているかについて、段階的な行政指導について御説明したいと思います。家賃の滞納が始まりますと、まず1カ月からでも家賃の滞納があると、現在指定

管理者を通して県営住宅の管理をお願いしておりますが、すぐに文書、電話あるいは訪問等による督促を開始します。それから滞納防止のチラシを配付したり、ポスターの掲示による家賃滞納の防止の啓発活動を常時行っております。それでも解消しなくて、滞納が3カ月から5カ月の間になりますと、指定管理者の方から随時呼び出しを行います。それで納付の誓約書等を交わすよう指導いたします。同時に連帯保証人の方がおられますので、連帯保証人にも、実はこの方は滞納がありますということで、連帯保証人の方からも納付するように指導するようにしてくださいという協力依頼の文書を出します。以上のような行政指導を継続的にやりまして、それでも6カ月以上になってしまい、最終的に県が直接その段階で事情聴取を行って、今回の決定に至るという手順でございます。

○嘉陽宗儀委員 滞納者の経済的理由の状況はつかんでいますか。

○喜屋武博行住宅課長 これは6カ月以上滞納して県が最終的に事情聴取を行うわけですが、ただいま申し上げますのはそのときの相手方のヒアリングの結果でございます。その理由でございますが、まず一番目に、相手の言い分としまして失業あるいは事業の失敗、あるいは生活維持者の死亡、それから転職等による収入の減少というのが23パーセントほどございます。これはこれから5つほど申し上げますが、複数回答で100パーセントにはなりません。御理解いただきたいと思えます。それからサラリーマン金融等金融機関等への返済があったということを理由にした方が11.5パーセントでございました。それから3番目に名義人、同居人の病気、事故等による経費の負担増という方が6.6パーセントでございました。4番目に離婚等による生活状況の悪化というのは今回はいらっしゃいませんでした。その他といたしまして、事情聴取に応じなく不明である方が58.2パーセントでございます。ですから3分の2の方は事情聴取にも応じないという状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方から見て悪質滞納者というのは何パーセントくらいですか。

○喜屋武博行住宅課長 いろいろ長期にわたって指導督促、それから特別な事情があって滞納しているという方については最終的に減免措置等の実施をしたり、あるいは生活保護の相談の紹介をしたりしてございまして、今回提案させていただいております116件については、法的措置によらなければもう滞納解消

の見込みがないと思われる方々に限定しております。

○嘉陽宗儀委員 私の質疑は、今言った失業とか生活困窮者と、悪質滞納者といろいろ見たほうが良いと思うから、だから皆さん方がない者から取り立てようとしても、ヤミ金みたいに取り立てるわけにいかないから、そういう意味では理解できるのですが、ところが悪質滞納者については遠慮しないでとらないといけないでしょ。そういうことを考えてみた場合に、今言った116件のうちに、普通言われる悪質滞納者というのは何パーセントくらいなんですか。

○喜屋武博行住宅課長 繰り返しになりますが、今回提訴予定の116件につきましては、基本的に行政指導に応じない、悪質滞納者という表現になるかどうかはわかりませんが、少なくとも行政指導ではもう解消できないという方に絞っております。

○嘉陽宗儀委員 これで議論してもしょうがないので、だから訴えの提起をしたんでしょけど、減免制度がありますよね。これを適用している人数は何名くらいいますか。

○喜屋武博行住宅課長 減免制度の実施状況でございますが、過去4カ年分を申し上げます。平成17年度が23件、平成18年度が25件、平成19年度が19件、平成20年度は半年間で9月末現在までの実績ですが36件でございます。

○嘉陽宗儀委員 平成20年度は半年で36件というのは大分ふえていますが、何かあるんですか。

○喜屋武博行住宅課長 詳しい理由は分析しておりませんが、私どもは平成18年度から年2回訴えの提起をさせていただいております。その際に基準を厳しくして実施しております。一方でそういう本当にお困りの方に行政側で対応できる分については十分に手を尽くしたいということで、滞納者の方に減免制度があると減免の内容を記したチラシを印刷しまして、1カ月でも滞納がある方はそのチラシを配りまして、制度の紹介を徹底しているということが理由にあるのかもしれないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 減免制度を読ませていただいているのですが、徹底すれば今言った一特に生活困窮者については救済する道はかなりあるんじゃないかとい

う感じがするもんだから一質疑の趣旨はここにあるのですが、もっと周知徹底して、私の事務所にも結構来て、明け渡し命令が来たから大騒動をするという方がいますから、生活を見たら離婚をして全く収入がないとか、あるいは旦那が失業して全く生活費を入れないから困っているとか、聞いてみたらやっぱり深刻なものがあるんですよ。ところが皆さん方は情け容赦なくどんどん、滞納だから出て行けというのがあるものですから。生存権とか居住権とか生活権は憲法上保証された権利もあるわけだから、そういう立場でできるだけ、子供がいて家賃を払えなくて路頭に迷う、車で寝泊まりせざるを得ないとか、こういうのがあるわけですから、できるだけ行政の方で減免に合致するような人たちについては救済する努力はやはりしてほしいと思うのですが、どうですか。

○喜屋武博行住宅課長 おっしゃるとおりでございます。私どもも今後とも減免制度の周知については力を入れていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 2月にも提起して、訴訟に持ち込んで明け渡し命令が出ていますよね。明け渡しは何件出ていましたか。

○喜屋武博行住宅課長 2月の訴訟に係る結果でございますが、現時点で判決が出たのは3件でございます。ちなみに提訴に至ったのは32件でございます。

○嘉陽宗儀委員 32件提訴して、3件については皆さん方の訴えが認められて判決が出たということですか。

○喜屋武博行住宅課長 2月議会でございます。現在残りの29件は進行中ということでございます。

○嘉陽宗儀委員 これはずっと皆さん方は半年に1回ずつやっていますよね。去年の実績はどうなんですか。訴えて訴訟に持ち込んで、来た人たちの結果は。

○喜屋武博行住宅課長 平成18年度の状況を申し上げます。平成18年度も9月と2月の2回提訴いたしております。9月議会での最終的な提訴の数が99件でございます。それに対しまして判決が出たのが72件でございます。それから2月議会につきましてはちょっと件数が落ちるのですが、提訴しましたのは10件でございます。判決が出たのが8件でございます。

○嘉陽宗儀委員 9月議会のもので72件は判決が出ているということですが、判決の内容は皆さん方の訴えどおり認めてもらったということですか。

○喜屋武博行住宅課長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 残り27件はどうなっていますか。

○喜屋武博行住宅課長 27件については訴訟の取り下げをしております。取り下げにつきましては、途中で相手方が支払に応じたということでこちらのほうから取り下げたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 訴訟に持ち込んでもなかなか判決が出ないのもあるし、判決が出ても明け渡さないというケースもありますよね。この72件判決が出たんですが、これはすべて明け渡しを終了していますか。

○喜屋武博行住宅課長 まだ実際には占拠をしている方が41名おられます。

○嘉陽宗儀委員 この41名についてはどうするのですか。

○喜屋武博行住宅課長 訴えの提起をしたのが少し前になりますので、最終的に強制執行するかどうか、その方の状況を見て判断してまいります。

○嘉陽宗儀委員 強制執行はいずれ手続しないといけないのでやむを得ないと思うんですが、問題は明け渡ししましょうと言って、荷物を片づけて出て行ったけれども、後片づけしないで、あるいは夜逃げみたいにして、荷物がそのまま放置されていて、貸してもいないという部屋がありますよね。これは全体でどれくらいありますか。実態を掌握していないんだったら後で報告してもらっていいんですけど、掌握してるんですか、していないんですか。

○喜屋武博行住宅課長 手元に資料を持っておりませんので、確認して報告したいと思います。

○嘉陽宗儀委員 では各県営住宅ごとに、既に入居者はいないが空きになっている実態を、各住宅ごとに資料をつくって提供してください。そのときに私の調べでは一、二年も放置されているのがありますよね。なぜ貸さないんだと。

いわゆる公有財産の有効活用から考えたら、住んでる人はいないのにそのままあけっ放しにしている。しかも入居希望もたくさんいる。という矛盾がよく現場でぶつかっていますよ。なぜそういう状況が放置されているのですか。

○喜屋武博行住宅課長 委員がおっしゃるのは未完納空き家の件だと思いますが、未完納空き家につきましては入居者が退去されるときに、通常必要な、これまで使っていた部屋の修繕費やその他光熱費等が精算されないで残ったまま出て行ってしまうということで、その後処理に時間を要してしまっているという実態がございます。

○嘉陽宗儀委員 そういうことですね。畳が焦げているが直していないから、直すまでは借りた人たちの責任だから、これはきちっとしないといけないわけだな。電気、水道料金を滞納しているからこれも精算しないと貸せないとか、いわゆる借地借家法上のことから言えばよく意味はわかるんですよ。ではそれで解決するかというに行方知れずとか、どこにいるかわからない。特に皆さん方はどこにいるか追求しているかどうかかわからないけども、以前として一、二年ずっとあいているのがあるわけだから、これは皆さん方のほうでちゃんとまた整備して予算も組んで、行方不明なら行方知れずで処理をして、不納欠損にするかまた別の話だけど、要するに努力するという意味で僕らが見ても修理させるというのは困難だというのはよくわかるんですよ。それを皆さん方はずっと放置して、ちゃんと整備してやれば家賃は入ってくるのに、前の人が片づけも補修もしていないという、逃げた人の責任だけ追及して、県営住宅が空きっ放しになるというのは異常ですから、これは早急に調べて、入居希望が多いんだから、県の責任でちゃんと整備をして、早目に入居者募集をして入居できるようにすべきではないですか。

○喜屋武博行住宅課長 おっしゃるように、確かに未完納空き家が待機者にそういう状態になることがございます。一時期かなりの未完納空き家を抱えた時期がございましたが、やはりおっしゃるように待機者の応募倍率も10倍を超えるような状況にあるということで、現在、早目に未完納空家につきましても、相手方が精算をきちんとやっているかどうかにかかわらず、早目に着手をして修繕に取り組んでいるところでございます。

○漢那政弘土木建築部長 補足させていただきます。今住宅課長からもありましたように、未完納空き家と呼んでいるのは、修繕をしなかったり、電気、ガ

ス、あるいは水道代の支払いをせずに出て行くと。それを修繕するように言うわけですが、実際やってくれない。ある期間がたつと、それでしょうがないので予算の範囲内で、待ってる方もいらっしゃいますので計画的に修繕をして、入居をするようにしております。これは前と違ってそういうことをするように今しております。もう1点は、1年あるいは1年半も空き家のようになっているという話なんですけど、その中には夜逃げといいますが、出て行って家財道具は残っていると思うが実際は夜逃げじゃないのがありますし、それから季節労働として半年ほど行って、空き家になったと思ったら実はしばらくして帰ってきてまたいなくなったというケースもありまして、実際に空き家なのか、あるいは夜逃げしたのかしないのかということもございまして、そこに財産もあるわけですから、そういうことの判定、例えば住民票を調べたりいろいろなことをやっておりますが、実際入居しているが空き家のような状態になっているものもあるんです。ところが入居者は本土に行ったり帰ってきたりということがあったら、そういうこともございまして、空き家、夜逃げあるいは未完納というのは大変難しい問題でございまして、一步一步解決していきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 今全体の資料をまだ掌握していないというから仕方ないんですが、やはり私が訴えられて何軒か行ったとき、物置がゴミ捨て場になっていたり、ネズミの死骸があったりとか、県営住宅でこんなのがあっていいのか。下のほうが臭いから嘉陽さん来てちょうだいと見に行ったらそういうのがあったりさ。これは全く管理していないんじゃないかと思われるような事態もありますから、やはりちゃんと県民の財産ですから、有効活用という観点は忘れることがないように、実態をきちっとつかんで対応するということをしてほしいと思います。最後に、県営住宅になかなか希望しても入れないというのが大分ありますよね。入居率というか、希望して何名くらい入れるかというパーセントは出ていますか。

○喜屋武博行住宅課長 県営住宅はほとんど空き家募集でございまして、その際応募したときの応募倍率でいきますと、去年の倍率で11倍でした。ですがこれは空き家の募集でございまして、募集戸数自体は想定でございまして、実際何戸空くかというのは若干の変動がございまして、過去の数値をもとにして想定した数字に対して何倍の応募者があったかという倍率でございまして、委員がおっしゃるように実際に何名入ったかというのは、募集戸数以上に実際に空いて入居できる方もおりますので、ちょっとこれは資料確認が必要でございまして。

○嘉陽宗儀委員　いかに狭き門かということが言いたいんだけど、狭き門と言われる割には、まだ管理不十分で空き家がたくさんあるぞというのがあるから、問題にしているわけです。意味わかりますよね。そういうことは県民から見て、入居したいのにあいているのに後片づけできないから、そのままあけっ放しにしているのかというのが県民の声ですから、そういうことがないように御努力をお願いして、質疑を終わります。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はありませんか。
池間淳委員。

○池間淳委員　県営住宅は指定管理者に管理させていると思うんですが、指定管理者制度導入前と後の比較はされていますか。この訴えの件数はかなり減っているのかなという思いはするけれども、指定管理者の成果というか効果はどうですか。

○漢那政弘土木建築部長　指定管理者制度を導入しての効果だと思いますが、やはり大きな課題の1つが家賃徴収率の向上というのがございます。それが実は平成18年度の1年と比べましても1パーセント上がっております。そういうことで徴収額も上がっておりますし、滞納額も下がっております。そういうことで大きな課題の1つが徴収率でございますので、それは向上しております。

○池間淳委員　指定管理者に管理させると、今提訴しているんですが、そこまで持ってくる過程はどうやるんですか。指定管理者から全くだめだということで、指定管理者からの報告でもって、皆さん方が再度徴収に入るということになるのか、指定管理者がやったものをやるのか、そのあたりどうなんですか。

○漢那政弘土木建築部長　まず家賃の徴収につきましては住宅課長から詳細な説明があったんですが、基本的な家賃徴収のマニュアルがございまして、1カ月家賃滞納がありますと、指定管理者のほうで連絡し、電話し、3カ月滞りますとハガキを出し、もちろん電話もしますし、保証人にも連絡します。銀行も1軒1軒訪ねて行ったりします。そういうすべてのことをやった上で、6カ月以上になって呼び出しをすると。呼び出しの場合には6カ月以上の方は出てきてもらって、滞納の事情を聞くんです。やむを得ない事情がある入居者もおられますから。実はその際に一番困ってしまうのは、相談に応じていただけない

方が非常に困るんですが、いずれにしましても指定管理者が徴収を最初から担当しております。

○池間淳委員 指定管理者制度を導入されたけども、これは沖縄県住宅供給公社が指定管理者になっていると。そして宮古、八重山地区は民間の方にもさせてますよね。その比較はされていますか。宮古地区では民間にさせた分について、どれだけの成果があるか。その成果が上がってれば今度は沖縄本島中部地区を2つに分けてさせたいという答弁もあったのですが、成果が出ているから2つに分けるのかなという感じを私は受けたのですが、宮古地区の成果はどうですか。

○喜屋武博行住宅課長 宮古地区に限定いたしますが、平成19年度、平成18年度の伸び率でございますが、宮古地区につきましては徴収率が1.3パーセント増加しております。全体では1.0パーセントでございます。

○池間淳委員 制度を導入したときに、宅地建物取引業者もいるわけだから民間との比較をしても大変な差があるので、宅地建物取引業者にもさせてもいいのではないかとということも出たのですが、そのあたりは次の契約ではどういう考えを持っていますか。指定管理者を更新しますよね。

○喜屋武博行住宅課長 前回の募集要項と基本的にはほとんど変わりません。条件につきましては前回の参加の条件としまして、住宅管理戸数の実績が前回はございませんでしたが、今回は管理戸数が100個以上の実績を持つものということで、この1点だけをつけ加えております。

○池間淳委員 宅地建物取引業者による協会があるけれども、その協会は個人が集まって協会をつくって、そういう実績とかが個人的にはあるけれども、これは個人の場合でも100軒とか200軒とかありますよ。そういうのはみんな該当すると思うんですが、個人と契約した宅地建物取引業を営む会社は、そのあたりも該当するのですか。

○喜屋武博行住宅課長 該当いたします。

○池間淳委員 こういう訴訟のたびに、何で10カ月、20カ月、以前は100何十万円とかそういうのも多かったんですが、今聞くと80万円そこらなんです、そ

ういうことがないように、指定管理者制度を導入したわけですから、きちっと管理をさせていただきたいとお願いします。来年はほとんど門戸をあけたということでぜひ成果が出るように頑張ってもらいたいと思います。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。

大城一馬委員。

○**大城一馬委員** 今回116件で124名を提訴しますが、先ほど滞納の最高額が84万6400円、最低でおよそ7万円というお話ですが、トータルで金額は幾らですか。

○**喜屋武博行住宅課長** 今回のトータルの滞納金額でございますが、約3300万円でございます。

○**大城一馬委員** 平成19年度も提訴があったわけですね。この実績、例えば和解に応じて納入したとか、平成19年度は幾らの滞納があつて和解して納入した、あるいは一切和解に応じず強制退去、そうするとこの方々は支払をしないわけですね。そのまま出て行って支払いしないとか、支払いする人もいると思いますが、そういった実績を。

○**喜屋武博行住宅課長** 平成19年度につきましては、先ほど御説明しましたとおり現在進行中のものがほとんどでございます。それで状況が把握できるのが平成18年度でございますのでそれで御説明したいと思います。平成18年度9月議会、2月議会でございますが、それぞれ分けて申し上げます。9月議会における議決をいただいた件数でございますが、これは286件でございます。最終的に提訴に至ったのが99件でございます。そのうち判決が出たのが72件、途中で家賃の納入等がございまして取り下げをした件数が27件でございます。次に2月議会でございますが、議決をいただいた件数が28件で、最終的に提訴したのは10件でございます。うち8件が判決済みで、2件については途中家賃の納入等がありましては取り下げをした件数でございます。

○**大城一馬委員** 平成18年度で提訴した滞納額、そして和解による家賃の納入率は。

○**喜屋武博行住宅課長** 平成18年度の判決に係る徴収額でございますが、

最終催告に基づきまして一括の支払があった件数が164件で、3955万8000円で行いました。それから実際に提訴しまして、提訴後一括で納入し、これは継続の入居でございますが、とにかくこれについては家賃の納入があったということで、972万6000円行いました。それから自主退去または提訴後退去したもので家賃を納入したものが571万2000円でございます。あわせまして約5499万6000円の支払いが行いました。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○**新垣哲司委員** この名簿から見ると圧倒的に女性の方が多いですね。入居するときの契約人ですか。

○**喜屋武博行住宅課長** 契約の名義人でございます。

○**新垣哲司委員** 例えば普通は男性が契約するんですが、女性が多いのは別居とか離婚とかそういうのがあるんですか。

○**喜屋武博行住宅課長** そのような事情のある方がたくさんいらっしゃいます。例えば母子家庭ですとか、高齢者の単身の方もいらっしゃいます。

○**新垣哲司委員** 今委員の皆さんからいろいろ質疑しているんですが、本当に一生懸命努力してもできない方もおれば、ずるけて最後まで粘って提訴するまでやるとかいろいろな形があるようなお話を聞いたんですが、一生懸命頑張っても子供たちが大きくなるまではと、そういう工夫もとっているんですか。女性が多いものですか。

○**喜屋武博行住宅課長** 今委員がおっしゃる、例えば母子家庭とか生活保護世帯との関係でございますが、今住宅課サイドでとれる対策につきましては、通常家賃の減免をやっております。御承知のように、県営住宅の家賃につきましてはもともとその方の収入に応じて基本的に4つに分けております。ただ、その中でも入居の途中で事故や病気等、突然の状況の変化が行いまして、生活が一時的に苦しいという場合には、その一番安い家賃のさらに半額まで低減する措置がございます。先ほど申し上げました減免措置の適用額の一番大きいものでございます。私どもとしてはまずそういう制度があって、対象になる方は

整理をしてくださいと呼びかけております。それから例えば母子家庭等につきましても、基本的に生活保護の手当てがございます。それから家賃についてもございます。そういった方々については大丈夫なんですけど、本当に生活保護の対象になるかどうかというのは、実は専門の福祉部局の方でないと、なかなか生活状況をきちっと把握した上じゃないと簡単にはそれを適用できないというのがございまして、私どもとしてはその部署を紹介するというところでございます。

○**新垣哲司委員** 今住宅課長が言うように実態を十分把握して、一生懸命やっても中にはできない方もいるわけですから、その辺を最後まで頑張ってください。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○**新垣良俊委員** 平成18年度の提訴が2月議会で10件、判決が8件ということですが、これは提訴して判決までの期間は大体どれくらいかかっていますか。

○**喜屋武博行住宅課長** 一般的に提訴しましてから判決が出るまでにこのケースですと約3カ月くらい要しております。

○**新垣良俊委員** 平成19年度は何件提訴して、判決が何件というのがなかったんですが、今のは平成18年度ですよ。2月議会は10件提訴して8件の判決、9月議会で99件の提訴で72件の判決というのは、平成19年度は提訴がなかったということかな。

○**喜屋武博行住宅課長** 平成19年度も提訴がございます。提訴の件数が85件ございますが、まだ現在進行中であるというのが50件でございます。ですからまだ一部しか結論が出ていないという状況でございます。

○**新垣良俊委員** 明け渡しして修理代の話が出たんですが、平均して例えば畳の入れかえとかありますよね。大体修繕とかには幾らかかっていますか。

○**喜屋武博行住宅課長** 個々いろいろ差はございますが、押しなべていきますと大体30万円から多いところで40万円が相場かなと思います。

○新垣良俊委員 入居する場合、保証人が必要だと思うんですが、滞納した場合は保証人に請求というのはどうなっていますか。

○喜屋武博行住宅課長 どうしても納入していただけないと、途中で連帯保証人に連絡をいたしまして、その方に納めていただくケースもございます。

○新垣良俊委員 提訴されている方の連帯保証人が支払いをしたという事例はあるのですか。

○喜屋武博行住宅課長 今回の御質疑は訴えた中で連帯保証人の代位弁済がということだと思いますが、ちょっと今手元に持っておりませんが、ちなみに連帯保証人が実際に代位弁済した実績、件数を申し上げたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○新垣良俊委員 母子家庭や父子家庭、それから老人世帯というのか、その場合は抽選が優遇されるということを聞いたのですが、これは沖縄県全体ですか。それとも都市地区に限られているんですか。

○喜屋武博行住宅課長 地区の限定はございません。共通でございます。

○新垣良俊委員 よくこれは都市地区にしか該当しないという話を聞くものですから。よく言う離島や、田舎と言っては悪いですが、そこは優遇措置はないと聞いているんですが、そうではなく全県ということですね。わかりました。

○喜屋武博行住宅課長 先ほどの関連で、連帯保証人の代位弁済の実績を申し上げます。平成18年度は件数で145件、金額が869万1000円でございます。平成19年度が157件、金額が414万8000円でございます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 ただいま議題となりました、乙第17号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について、その概要を御説明いたします。

議案の35ページをお開きください。

本議案は、流域下水道により利益を受ける関係市町村に対し、その建設事業に要する費用の一部を負担させるため、下水道法の規定により議会の議決を求めるものであります。中部流域下水道事業の全体計画が見直されたことにより、関連市町村の計画汚水量が変更になり、見直し後の汚水量比により建設負担金の負担率を改定するものであります。これから担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○桑江良光下水道課長 中部流域下水道の建設負担金の改定について御説明いたします。お手元に資料をお配りしております。

沖縄県では現在41市町村中26市町村で下水道事業を実施しております。本来下水道事業というのは住民サービスとして市町村が事業主体になるのが原則であります。沖縄本島中南部のように2つ以上の市町村にまたがって市街地が連続しているところでは、県も一緒になって事業を実施した方が効率的な整備ができるということで、流域下水道事業をやっております。現在、県では沖縄本島中南部で流域下水道が3カ所ございます。この赤のラインで囲んであるところです。これが中部流域下水道でございます。今回の負担金改定の対象の流域下水道でございます。そして東海岸に青のラインで囲んであるのが、中城湾流域下水道、そして南のほうに行きまして緑で囲んであるのが中城湾南部流域下水道と、沖縄県では現在3カ所で流域下水道事業をやっております。今回の対象は中部流域下水道でございます。中城湾流域下水道、中城湾南部流域下水道は今回負担金の改定はございません。中部流域下水道には那覇処理区と伊佐浜処理区の2つの処理区がございます。那覇処理区は那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町です。そして伊佐浜処理区が浦添市、宜野湾市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、北中城村、読谷村で構成されております。浦添市は2つの処理区に入っております。

次に、負担金の算出方法について御説明いたします。流域下水道は県が処理場と幹線、管渠、そして市町村が末端管渠を建設し管理いたします。つまり市

町村は処理場などを建設しないで下水を処理できるという利益を受けます。そこで下水道法では、流域下水道管理者である県は、流域下水道により利益を受ける市町村に、その建設に要する費用の一部を負担させることができることになっております。現在、沖縄県では事業費から国庫補助金額を控除した2分の1を市町村に負担させております。残り2分の1は県が負担しております。そして市町村それぞれの負担率は、全体計画における市町村の計画汚水量の割合となっております。今回は流域下水道の全体計画の見直しがあり、それに伴ってそれぞれの市町村の負担率が変更になったため、建設負担金を改定する必要があり、議案として提案しております。

最後に、各市町村の負担率について御説明いたします。表に那覇処理区、伊佐浜処理区、そしてそれぞれの市町村の全体計画見直し前の計画汚水量と負担率、見直し後の計画汚水量と負担率を書いております。一番右端に負担率の差を書いております。那覇処理区で申しますと、那覇市が4.36パーセントということで負担率が減少しまして、そのほかの市町は増加しております。伊佐浜処理区に関しては、浦添市と北中城村、読谷村が負担率が増加しまして、宜野湾市、沖縄市、嘉手納町、北谷町が減少しております。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 負担率の算出ですが、これは結構各市町村で負担率が違っていますね。この違いはどこから出てきているのですか。

○**桑江良光下水道課長** 先ほども申しましたように、負担率は全体計画に占める各市町村のそれぞれの計画汚水量で決まります。計画汚水量は計画人口、原単位で1人当たり1日幾らの水を使うかということに乗じて計算されます。例えば那覇市ですと、人口が大幅に減少しまして、それで負担率が減少しております。

○**嘉陽宗儀委員** このことは前にも問題にしたことがあるのですが、各市町村が公共下水道の整備を進めても、なかなか末端の家庭が公共下水道に接続しな

いと、結局そのことが使用量の落ち込みにつながりますよね。これを解決しないとなかなか難しいと思うんですが。皆さん方はその実態は、各市町村が把握するということになると思うんですが、各市町村ごとの接続率は把握していますか。

○桑江良光下水道課長 把握しております。

○嘉陽宗儀委員 各市町村ごとの実態について、後で資料として出してもらえますか。

○桑江良光下水道課長 はい、わかりました。提出いたします。

○嘉陽宗儀委員 本当はそれを見てから質疑したかったんですが。私は泡瀬干潟の問題にずっと取り組んでいるんですが、あの辺は海が汚れて大変だということで、今の状況を打開するためには埋め立てた方がいいという議論が一部あるんですよね。沖縄市泡瀬地区の公共下水道の接続率というのは地域的につかんでいますか。

○桑江良光下水道課長 沖縄市泡瀬のほうと限定した資料は持っておりません。沖縄市の中城湾流域の沖縄市分というのはございます。

○嘉陽宗儀委員 私もここをよく通るんですが、市のほうとしては皆さん方のほうに流域下水道につなぐと。処理場もありますから。皆さん方も説明をやっているし、市としても公共下水道の整備状況はかなりいいと思うんですが、ところがあの辺の排水溝とかを見たら、浄化槽垂れ流しで、非常に泥が臭いんですよ。聞いたらやっぱりつないでいない。だから当然整備もしているわけだから、督促したらどうかと沖縄市側にも一応言っていますが、負担率の問題から言えば各市町村が末端で公共下水道に接続する運動に積極的に取り組まないと、これは皆さん方の財政的に言っても今の状況だと大きな負担になるわけでしょう。ちゃんと進めないで。どうですか。

○桑江良光下水道課長 委員がおっしゃいますように、経営健全化のためには水洗化率を上げることも必要でございます。

○嘉陽宗儀委員 下水道会計を見ても、非常に事態はかなり逼迫していますよ

ね。打開策というのは皆さん方が流域下水道をあちこち整備をして、建設負担金を負担してもらおうということになっても、末端の行政が公共下水道の整備がおくれたらしょうがないんですけど、整備はしているけれども接続がおけると、結局皆さん方の財政が圧迫されますからね。これは皆さん方が今後改めて公共下水道管理責任者の方には、もっと積極的に事業を進めて、接続率を上げるようにと、そうすればこの負担率の問題も改善されるんですから、それはそういう努力をしてほしいと思うんですがどうですか。

○桑江良光下水道課長 今、毎年市町村に、水洗化率向上のためのアクションプログラムを出させておまして、絶えず点検しております。

○嘉陽宗儀委員 負担金の立米当たりの料金は出していますか。

○桑江良光下水道課長 今回の場合は建設負担金でございまして、計算してございません。

○嘉陽宗儀委員 前は米軍基地がそのまますぐ市町村単位の流域下水道扱いをされていて、建設負担金も出さない、流量計算の問題でも問題があるということで、かなり私は問題視してきましたが、それはもう解決していますか。

○桑江良光下水道課長 それは解決しております。

○嘉陽宗儀委員 嘉手納基地でまだ問題になっているのは、嘉手納基地に各市町村が水道を供給して、下水道も伊佐浜処理区でみんな処理しているけれども、あれは市町村のほうの収入にはなっていますか。

○桑江良光下水道課長 嘉手納基地の使用料として市町村に払っております。現在沖縄市と北谷町、嘉手納町の3つの市町にまたがっております、北谷町が窓口になりまして、米軍から使用料を徴収しております。

○嘉陽宗儀委員 かなり我々も頑張って、米軍からも末端使用料を取れと言ってやりましたが、今米軍との関係は市町村に移って、市町村もお互い山分けしようと言ってまだ実際市町村には入っていないんじゃないですか。

○桑江良光下水道課長 嘉手納基地に関しては、使用料の中から維持管理負担

金として北谷町が県に納めまして、その納めた後の半分は3市町で3分の1ずつもらいまして、あとの半分はそのまま積み立てております。

○嘉陽宗儀委員 法的には明確だけど、下水道料金の算出の仕方が水道供給をして幾らかというのが原則でしょ。あの辺は土地を我々が提供して、いろいろあってもめているから、それについては早目に解決するように皆さん方が指導してもらえますか。

○漢那政弘土木建築部長 委員がおっしゃった嘉手納基地からの徴収料につきまして、今下水道課長から説明があったとおりののですが、一部分まだ3市町で留保している部分がございますので、まだ最終的な方針が決まっていないようでございますので、できれば私どもも早目に決着がつくようにしていきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
池間淳委員。

○池間淳委員 教えていただきたいのですが、これは建設負担金なんですが、管理も負担金は各市町村も持っていると思うのですが、建設負担金は人口割でやっているということですが、人口割でやったら例えばホテルが多いところとか出入りが多いところでは人口じゃないんです。カウントされないと思うんですよ。これは住民票に登録されている人口割だと思うんですが、ちょっと不公平が出てくるんじゃないかなという思いをしているんですが、どういう割合をしているのかなと疑問だったんですよ。実際にはメーターをつけないといけませんよね。しかしメーターをつけたら莫大な金がかかるということで、各市町村も水道料金に上乗せして、リッター幾らと取っているようですが、各市町村にはこの管理費はどう負担させているのですか。下水道管の本管を皆さん方でつくりますよね。その利用料は全く取らないのですか。取っているのですか。

○桑江良光下水道課長 建設負担金の算出方法から御説明いたしますと、人口それだけでなく、計画人口でございますが、それに原単位、つまり1人当たり1日幾らの水量を使うかということで各市町村の原単位を出しまして、それを掛けて算出しております。そしてホテル等もその原単位の中に含まれておりまして、ホテルがたくさんあれば原単位が大きくなるという形になります。です

からホテルなんかの水量も考慮されてございます。

○池間淳委員 各市町村では水道を幾ら使ったということで、それに定額でリッター幾らということで下水道料を取っているんですよ。これは実際にはメーターをつけないといけないが、つけると莫大な金がかかるということでやらないで、水道料金で換算しているんですが、飲み水も飲んでもみんな下水道料にカウントされるんですよ。そのあたりが今僕が疑問に思った、ではホテルがたくさんあったらどうするのかということなんです、水道量でカウントすればきれいに出てくるのかなと思ったものですから今聞いているんですが、人口割と別に原単位それは人口割と一緒にじゃないかなと。例えば浦添市民1人当たり幾ら、那覇市民は1人当たり幾らと違って来るんですか。そんなに違わないんじゃないの。

○桑江良光下水道課長 その原単位が普通の生活で使う水と、事業者なんかで使う水も入れまして、それで原単位をつくっております。ですから事業者の多いところとかは原単位がふえてくると、そういう形になります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 関連するのですが、原単位というのは、那覇市とか南風原町とか全部違いますか。

○桑江良光下水道課長 違います。

○新垣良俊委員 那覇市なんかは本管は大体工事は終了していますよね。那覇市なんかは幾らですか。

○桑江良光下水道課長 那覇市の原単位を申しますと、1人1日当たり325リットル使います。

○新垣良俊委員 計画人口というのは、これは4月時点とかなんかあるのですか。

○桑江良光下水道課長 これは国立社会保障人口問題研究所の将来人口の場合

の全体計画を、平成40年度を目標にしております。それで平成40年度の人口を考えてございます。

○新垣良俊委員 原単位は那覇市が325リットルということでしたが、南風原町はどうですか。

○桑江良光下水道課長 南風原町は310リットルです。

○新垣良俊委員 中部流域下水道は那覇処理区に浦添市がありますね。それから伊佐浜処理区にもあるのですが、この線引きはどうなっているのですか。

○桑江良光下水道課長 説明資料の中に図面が入っておりますが、その真ん中あたりに伊佐浜処理区と那覇処理区と分けられておりますが、ちょうど浦添市が両方にまたがっている格好になっております。ですから浦添市城間から南側が那覇処理区に入ってきて、北側は伊佐浜処理区に入る形になっております。

○新垣良俊委員 河川や道路等で分けるということではないんですね。

○桑江良光下水道課長 地形の勾配で分けております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 市町村で加入していないところは大体どのくらいですか。

○桑江良光下水道課長 議案にもございますが、流域下水道に入っているのが10市町村で、41市町村ございますから、あとの31市町村は流域下水道には入っていないということでございます。

○新垣哲司委員 これは加入していないのはどういう理由なんですか。

○桑江良光下水道課長 先ほども御説明しましたが、一沖縄本島中南部地区は市街地が連続しておりますよね。ですから県も一緒になって市町村を集めて事業をやったほうがいいということで流域下水道事業をやっているわけです。そのほかの例えば名護市や本部町は、各市町村で下水道事業をやったほうがいい

いということで単独公共下水道とか、それから海のきれいな石垣市川平とか、向こうでは特定環境保全公共下水道とかそういう形で、流域下水道は10市町村なんですけどそのほかに15市町村で下水道事業をやっています。

○**新垣哲司委員** 僕は田舎の糸満市で、当時の政治が悪かったのかそれとも財政がなかったのかと、いろいろ昔そういう話があったんですが、近いところもいまだに、また団地なんかは自分でつくってやっているとところがあるんですよ。あの辺は県から指導したほうがいい。なぜかという地域によっては遅くなっているんですよ。田舎のほうはまだされていないとか差があるものだから。

○**漢那政弘土木建築部長** 下水道事業は都市計画事業の一部でございまして、都市計画事業、下水道事業も基本的には市町村単位で、市町村が主体になって実施するわけですが、基本的には市町村単位で公共下水道を設置するというのが原則ですが、ただ広域的に複数の市町村にまたがって管線を設置するほうが、あるいは浄化する場合、管理者を持つ場合も非常に効果的な場合があるわけです。特に本島中南部地区の市街地がそうですね。そういうことで市街地については流域下水道ということで、広域的な観点から県が参画しているということでございます

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○**大城一馬委員** 西原処理区について、今回の議案とは直接は関係ないのですが教えてほしいんですが、水量は1日何立米ですか。

○**桑江良光下水道課長** 平成18年度の量ですが、1日当たり約2800立米流入しております。

○**大城一馬委員** 処理ですが、今西原処理区は海に放水していますよね。これからまた決算特別委員会でもやろうと思っていますが、この汚水の活用の仕方ね。実は中城湾港マリンタウン西原与那原地区は今出島方式で、結構活性化といますか、ただ出島と既存の街との水路がなかなかうまく流れなくて、結構水路の汚濁が、それはしゅんせつの問題もあるんですが、この中城湾港マリンタウン西原与那原地区は親水性のある地区として県の観光地域にも指定され

て、これから利活用計画を西原町としても持っているのですが、この汚水の処理を水路に連結すれば非常に効果があるという話もよく聞くんですが、そのまま海に放水してもったいないですよ。利活用の方法があるんですから、もちろんそこまで持つていくには工事が大変でしょうけど、そういったことの計画は皆さん方としては何かあるのですか。

○桑江良光下水道課長 現在のところ西原浄化センターの処理水の活用の計画はございません。しかし処理水の1つの活用の制度として、下水道支援、新世代下水道支援事業制度がございまして、それで川のほうに処理水を還元することは可能でございます。ただ向こうは水路は海でございまして、海に還元することが可能かどうか、その辺国と調整して、もし利用するといったら調整する必要がございます。

○大城一馬委員 これは可能という結果が本土あたりでは出ているという話を聞いているんですよ。ぜひこの件についてしっかり研究なさって、これからいろいろな場面で要求しますが、調査研究して、早目に活用できるなら活用する方向でやっていただきたいんですが。

○漢那政弘土木建築部長 下水道処理水の活用というのは随分前から課題の1つでございまして、特に沖縄県のような水資源の乏しい地域にとっては、水の再生利用、特に下水道の再生利用、あるいは水の循環量というのは大変大きな課題の1つでございます。そういうこともございまして今那覇処理区では再生水を那覇市新都心にパイピングして送っているところでございますが、そういう使い方も1つございますが、今委員から提案のございました、今土砂が堆積していますよね。私も見に行きましたが、そちらに水の再利用が可能かどうか勉強していきたいと思います。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時18分

○當山眞市委員長 再開いたします。

午前に引き続き、乙第17号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 1点だけお聞かせください。午前にも処理水の使い道の話が出ていましたが、南部地域の農業用水や都市再生処理水の話がありましたが、これはどの程度進んでいるのか、これからの展開がどうなっていくのか、もしおわかりでしたらお願いします。

○漢那政弘土木建築部長 原則として農業用水に処理水を使う計画はもちろんございまして、それは沖縄総合事務局のほうで計画しております。

○嶺井光委員 下水道処理場は皆さんの管轄ですよ。そのパイプラインやそういうものを向こうがやるという考えですか。

○漢那政弘土木建築部長 そういうことになります

○嶺井光委員 具体的な事業の進捗状況とかは把握してないですか。もしおわかりであればということです。

○桑江良光下水道課長 今土木建築部長がお話ししましたように、これは一義的には農林関係の国の事業としてやっております、非常にシビアなお話はできないのですが、これに関しては平成10年度から平成16年度まで、実際にこの水が農業用水として使えるのかどうか調査をしております、そして使えらる。ただしかし那覇浄化センターの処理水の中には塩分濃度が高くて、その塩分濃度を除かないといけないということで、国と県が検討委員会をもちまして、それを取り除くための対策をとっております。今那覇浄化センターに4つの管線から下水が入ってくるのですが、2つのものを使ってできますよという形で進んでおります。後はそれを受けて今聞いたところによりますと農家に実際この水を使いますかとアンケート調査をして、それを受けて事業着手になるということでございます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 流域下水道に所属しているのが10市町村ということでしたが、それ以外の市町村は単独で事業をするのかなということをお聞きしたいで

す。国庫補助が半分、流域下水道は県が半分持つ、4分の1は持つという形になるんですが、この流域下水道域に入っていない単独でやっている市町村はその事業費はどうなっていますか。

○漢那政弘土木建築部長 先ほど申しましたように、基本的には公共下水道でございますから、公共下水道は補助事業で実施するわけでございまして、補助事業の裏負担分は当然事業主体で負担すると。流域下水道のように県がということにはなりません。

○平良昭一委員 本部町のことにはちょっと触れていきたいんですが、沖縄国際海洋博覧会のために下水道をつくったというのが事実だったと思うんですが、その範囲は今帰仁村まで視野に入れながら5万人の処理能力の処理施設をつくってあるんですよ。で実際使っているのは本部町の一部だけということで、その維持負担がかなり高額に及んでいて、財政負担に結びついている状況があるのですが、特に海洋博公園内の処理は一体どこが負担しているのかお聞きしたい。

○桑江良光下水道課長 海洋博公園内の排水も、本部町の配水管で集められまして、本部町の処理施設で処理されております。

○平良昭一委員 当初は今帰仁村までを含めての計画ですよ。それに対して今後の計画はどうなるのか。

○桑江良光下水道課長 そういう話は聞いておりません。本部町は単独公共下水道という形で進めておりまして、もし今帰仁村まで含めると2町村にまたがりますから流域下水道でできるかどうか、国庫補助の対象になるかどうか検討するということにはなりますが、その検討がなされておりません。ですから本部町は最初から単独公共下水道で進んだんじゃないかなと思われまして。

○平良昭一委員 大変おかしい話だな。そうであれば5万人規模の施設をつくっていないと思うんですよ。今かなり大きい施設をつくって、当初の段階では今帰仁村を含めてすべてそこで集中させるという形で進めてきたはずですよ。今後の課題としては、2町村にまたがっている計画だったと思いますので、当然流域下水道に値してくるのではないかと思いますその辺どうですか。

○漢那政弘土木建築部長 沖縄国際海洋博覧会当時のことは正確には答弁できませんが、ただ委員のおっしゃるように今帰仁村も含めてということになりますと都市計画区域外ということになりますので、そこまで広げられるかどうかというのは大きな課題だと思いますので、いずれにしましても村の意向等を把握していきたいと思います。

○平良昭一委員 海洋博公園内の処理のものがすべて本部町のもの的一对になっているということであれば、これは本部町だけで負担するのはおかしい話になりませんか。あれは本部町外の方々が利用しているのが多いわけで、その負担分に関しては国庫補助があるかもしれませんが、その応分が国庫補助の対象になってきていますか。全くそういう計算はできていませんか。

○漢那政弘土木建築部長 海洋博公園の下水処理につきましては、本部町が負担するというよりも、当然海洋博公園が処理に要した費用は本部町のほうにコストは負担しているということで、海洋博公園が負担をしないということはありません。

○平良昭一委員 私が言うのは、建設する配管等の取りかえの工事もありますよね。その部分に関しては海洋博公園内はどこが責任を持つのですか。

○桑江良光下水道課長 海洋博公園内の施設は大分古くなっておりまして、それは今改築をやっておりまして、向こうに中継ポンプ場がございますが、その中継ポンプ場に関しては本部町の中継ポンプ場ということで本部町が国の補助をもらって事業をやっております。配管に関しては、海洋博公園が自前でやっているということがございます。

○平良昭一委員 これは当初からそうですか。

○漢那政弘土木建築部長 今委員の御質疑の海洋博公園の配管ですが、当初沖縄国際海洋博覧会の時点とそれ以後につきまして今把握しておりませんが、後ほど調査したいと思います。

○平良昭一委員 この公共下水道のせいで財政負担がかなり悪化していて負担になっているという状況なんですよね。そういう面ではもともとの施設は5万人の処理能力のある施設なんですよ。その中で実際に普及しているのは、まだ

本部町内でも山間部が多い関係もあるかもしれないけど、かなり少ない。維持費に多大な金が必要になるわけですから、果たしてこのままでいいのかというのを今後考えていかないといけないと思いますが、その辺の見解を聞かせてもらえますか。

○漢那政弘土木建築部長 確かに本部町の中で下水道事業の管理負担は大変重いということは前から聞いております。したがって町での財政に対する下水道の負担がこれからどうすれば軽減できるか、町とも十分相談していきたいと思っております。

○平良昭一委員 ほかの公共下水道に関しては状態はどんな状況ですか。かなり財政負担を強いられているような状況になっていますか。

○桑江良光下水道課長 委員がおっしゃいますように、やはり流域下水道は県がかかわるものですから補助率も高く、県の負担分も2分の1でございます。流域下水道に比べたら単独公共下水道とか特定環境保全公共下水道というのは市町村が自前でやりますから、財政が厳しい状況でございます。

○平良昭一委員 その辺の平等性をもたすためには県がどういう努力をしていくべきですか。これは明らかにおかしいですよ。まとめてやったほうがいいのは当然でありますから、それができない地域、公共下水道が市民生活にとってプラスになるべきのものがありますが、マイナスになっているんだったら何の意味もありませんから、その辺県がどうかかわっていくかお聞かせ願います。

○桑江良光下水道課長 今ほかの事業との比較でこの答弁はどうかなという感じは少ししますが、農業集落排水事業に関しては、県が2分の1補助しております。ただ下水道事業に関しては県の補助はないと。ただ県の財政も非常に厳しくなっていて、県の補助が難しいと。全国的には県が補助しているところもございます。ただ沖縄県の場合には財政が厳しくて補助をやっていないということでございます。

○漢那政弘土木建築部長 午前中にも申しましたが、基本的に下水道事業は市町村で公共下水道として、市町村ごとに基本的には整備するというのが原則です。ただし市街地、こちらでいえば沖縄本島中南部地区ですが、これにつきましては流域下水道で県が広域的に整備するほうが非常に効率的という面がある

んですね。そういう意味で流域下水道を整備しているわけでございまして、それを全島全部にという状況には、現時点では流域下水道をネットワークをするというのは難しいと思っております。

○平良昭一委員 では流域下水道にするには隣接していないとだめだというのが定義なのですか。1つにつなげてやらないといけないというのが定義であるなら、下水道に対する県の考え方は各市町村や住民に対してかなりの説明をしないといけないですよ。生活環境を整えるためにやるものが、生活を苦しくしてしまっているのであれば何の意味もないですよ。下水道の意義自体が問われてくるわけですから、その辺をどうクリアしていくかというのは今後大きな問題ですよ。例えば本部町と名護市は近隣ですが、実質上はつなげることは土地の関係からして不可能でしょうね。それをクリアできるようなシステムが、必ずしもつながっていなくても一緒の地域として指定をしてやれるような方向がないんですかね。

○漢那政弘土木建築部長 今委員御提案の、名護市も単独でやって、かつての石川市も、本部町も単独でやっておりますが、現状のままで流域下水道ができるかというのはもう少し勉強させていただきたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 下水道の種類、今市町村のものが出っていないので、補助率をちょっと教えてもらえませんか。

○桑江良光下水道課長 下水道のあらましの3のほうに法制度がございまして、そこに流域下水道の補助率が、管渠等が定率なんですけど、これは3分の2です。高率補助が、下水処理場の水処理施設とか本格的な処理施設が4分の3、これが流域下水道で、市町村がやる公共下水道に関しては管渠等が10分の6、公立の補助が3分の2でございまして、下水道以外に農業集落排水事業もございまして、それに関しては補助は75パーセントです。

○吉田勝廣委員 補助率が3分の2だったら、例えばここに書いていますが、地方負担額Cイコール括弧AマイナスB。それで市町村からこれだけ、県負担がこれだけというのがあるわけですが、実際市町村が持つのは幾らですかとい

うことで、これをちょっと説明してくれませんか。

○桑江良光下水道課長 例えば、流域下水道4分の3の補助率で1億円の事業としますと、国庫補助が7500万円、そしてその半分1250万円を県が出して残りの1250万円を関連市町村で、その全体計画汚水量の負担率の割合で負担することになります。

○吉田勝廣委員 地方債もあるよね。そうすると市町村負担は大体どれくらいになりますか。今の計算で。7500万円は国、2500万円は県と市町村負担、その2500万円だから、2で割ると約1250万円、地方債を入れて…。

○桑江良光下水道課長 それを全部地方債で賄っているということでございます。

○吉田勝廣委員 そうすると名護市、本部町、旧石川市は公共下水道ですよ。恐らく旧石川市はうるま市になったので一応流域下水道に入るから将来どうするかわかりませんが、本部町と名護市は公共下水道で、この場合もちょっと説明してくれませんか。

○桑江良光下水道課長 先ほども高率補助の話をしましたから、町も高率補助でお話ししますと、もし事業費が1億円だったら、国の補助が6666万円、市町村負担が3333万円になります。

○吉田勝廣委員 そうすると単独でやっているところは非常に高くなるわけですね。そうすると先ほど土木建築部長は他の県とかの場合は下水道に補助金を出すこともあるけれども、県は財政的に苦しいから補助金を出せないという答弁をしていましたが、私が言いたいところは、都市計画がないところは公共下水道ができない。そうするとヤンバルは無理なんですよね、基本的には。例えば恩納村、金武町、それ以外、例えばヤンバルで公共下水道をやっているのは本部町と名護市で、なぜできないかというところそういう公共下水道は金がかかり過ぎる。だからできない、都市計画にも入っていない。結論的に言うと流域下水道とかこういうところは基本的には下水道料金も安くなるわけですよ。加入率も高いから。本部町は加入率が低いから逆に維持費がかかる。補助金で高くても、また加入率も低くて負担が多くなると。ここの違いを県は考えないと、やっぱり下水道関係は百年の計と思うんだな。だからいつも僕が言っているのは

下水道公社なり下水道局をつくって沖縄県全体を管理させたらどうかと。観光にもいいし、水もきれいになるし、環境もよくなるし。要するに流域下水道に入っているところは恵まれていて、流域下水道に入っていないところは大変なことだと。例えばさつき農業集落排水の話をしました、農業集落排水事業というのは部落ごとなんですよね。だから終末処理場をたくさんつくるわけですよ。後はその維持管理が大変なんです。そこのところはもっと総合的に、沖縄県の下水道処理をどうするかと大所高所から議論しておかないと、ちまちましたらとてもできない。例えば恩納村で公共下水道をやろうとしてもできないですね。特定環境保全公共下水道を使ってもできない。勢い農業集落排水事業を使おうとしている。農業集落排水事業というのは農業関係があるわけだから、ほとんど観光が主体のところには下水道ができないわけですよ。これをきれいにしましようと言ったって無理なのよね、恩納村の財政では。これをどう考えるかということ、土木建築部長も知恵を出して、高率補助、例えば道路だったら10分の8じゃないかと、なぜ公共下水道は10分の6か10分の5かとか、これはきちっとしておかないと。というのはなぜ僕は高率補助がこんなに低いかとちょっと勉強したら、市町村が管理するものは全部低い。県が管理するものは全部高い。理由は、最終処分場もしかり、最終処分場なんかも普通10分の8でいいんだろうけど、これもちょっとしかヤマトと変わらない。最終処分場も公共下水道も基本的には市町村の責任ですよ。ここはちょっと見落としがあったと思う。そういう意味で高率補助を求めるべきだと。そうじゃなかったら流域下水道をどうするかとか、さまざまな知恵を出して初めて沖縄の百年の計ができるんじゃないかと。基本的に僕は企業局と同じような下水道局か何かかわからないが、そういうのをつくって沖縄県全体を考えるべきだというのが僕の意見なんです。いかがでしょうか。

○漢那政弘土木建築部長　まず現在の汚水処理ですが、個人的に下水道が来ないところ、これは合併処理浄化槽でやるとか、それから農村あるいは漁村、集落単位で処理するというものもございます。これも補助事業でございます。それから流域下水道と公共下水道で処理するというところもございます。例えば今恩納村の話が出ましたが、その地域にあった下水処理メニューがございまして、それを事業主体が選択するというところでございます。しかしながら委員からの提案では、どうもちまちましているということで大所高所から検討すべきじゃないかと。公社や局をつくったりということの提案でございしますが、昨今行財政改革の中で大変厳しい状況ではございますが、雄大な構想でございしますので提案としてお受けしたいと思っております。それから高率補助の件でござい

が、補助率の件は今年を入れて4年、沖縄振興計画があと3年で終わるということになります。その後の話し合いは企画部を中心に議論しているところでございますが、それは引き続き議論の対象になっていくものだと思っております。補助制度の制度そのものの存廃も含めて議論をすることになろうかと思いません。

○吉田勝廣委員 私が言いたいのはこういうことですよ。流域下水道あるいは公共下水道あるいは特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業と全部補助率が違うわけです。もちろん各町村、各部落によって農業集落排水事業を適用しようじゃないかと。これは公共下水道が適用できなければ合併処理浄化槽も必要だし、恩納村喜瀬武原は合併処理浄化槽ですよ。それはわかります。それが効率的でいいわけだから。僕が言っているのは恩納村みたいに広くて農業集落排水事業が適用できないところがいっぱいあります。そのときに海をきれいにしましょう、生活環境をよくしようと言ったときに、町村の財源ではどうにもなりませんよと。厳しいでしょう。そこのところを今後どうしていくのかということなんです。行政の責任として。恩納村に求めても27キロメートルありますからね。一つ一つの部落は可能であるかもしれない。宜野座村は全部農業集落排水事業をやっていますよ。しかし将来の管理面からすると小さな部落はそれで結構、しかし集落が大きなところは、そういうところをきちっとした形で計画をつくると。将来も含めて。

○桑江良光下水道課長 汚水の効率的な処理をどうすればいいかということで、農林水産部と文化環境部そして下水道課が一緒になって、沖縄汚水再生ちゅら水プランを今つくっております。ですからこのプランは非常に効率的にやるためにはどうしたらいいかということで一番基本になる計画でございます。それで今流域下水道も公共下水道も位置づけて、農業集落排水事業も位置づけているわけですね。だから事業の手法としてはそういう手法がいいだろうと思っております。それともう一点、流域下水道事業は確かに県がかかわって補助率が高いのですが、やはり国の補助基準というのがございまして、例えば計画処理人口が10万人以上ということになっております。ですからどこでも流域下水道ができるわけではございません。そういうのを勘案して、また実際市町村の財政が厳しくて、1つは全国に比べて使用料が低いというのもございます。それも適正化を図って行って、受益者に負担させるべきものを負担させて行って、その後はどうするのという検討にすべきではないかと思えます。

○吉田勝廣委員　メニューがたくさん違う下水道ですが、これを一つにするかは別として、沖縄県全体で物事を考えようと。そうしないと沖縄のせっかくの海がどうなっていくか。それからさっき言ったように汚水処理の再生利用、これは恐らく堆積されたものも含めて、その土を使ってガスに変えるとかありますがそれはそれでよいと思います。それで今の負担率の関係で言いますと、財政的に数字を教えてくださいませんか。

○桑江良光下水道課長　建設負担金でございまして、もとの事業費がわからないといけませんから、平成20年度の事業で考えた場合に、那覇処理区で申しますと負担金は那覇市が約660万円減になります。浦添市が160万円、南風原町が220万円、豊見城市が280万円増になります。伊佐浜処理区で申しますと、浦添市が約1700万円増、沖縄市が820万円、宜野湾市が140万円、嘉手納町が620万円、北谷町が1050万円くらい減になります。そして北中城村が450万円、読谷村が440万円増になります。

○吉田勝廣委員　660万円を家庭で割ると幾ら少なくなるかというのはまた那覇市のあれだと思いますが、市町村から言うと加入率の問題がありますね。やはり町村になるとなかなか加入しないというか、都市部は相当高くて90パーセント以上になっているかもしれませんが、加入率が低ければそれだけ負担がふえるわけですから、この辺の指導はどうやっているのですか。

○桑江良光下水道課長　接続に関しては、一義的には市町村の仕事なんですけど、県もやはり指導する立場としてもそうはいかんだらうということで、市町村に先ほどもお話ししましたが、アクションプランをつくってもらって、それに基づいて市町村にいろいろ指導しております。9月10日は下水道の日でございまして。その日を境に1週間マスコミへの報道や宣伝活動等をやっております。そして市町村におきましては非常勤職員を雇って、勧誘活動をやっております。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員　接続の問題なんですけど、八重瀬町も東風平が農業集落排水事業を断って、具志頭が2カ所、住民に十分な説明をしないまま事業が進んでいるんですね。恐らく接続が加入率が低くなると思うんです。家庭からのつながりだけでも、自治体の責任だとは思いますが、県が協力して早期に加入率を

上げるようなことを考えているのかどうか、それがすごく肝心だと思うんです。後々の負担率もあってつながないというのものもあるんですけど、目の前の接続費用の問題でなかなかつながない家庭が多いですから、そこをなんとかつなぐところまで県も後押ししてやるようなことを地元の町村と考えてやらないとまずいんじゃないかなと思うんですよね。先行して既にやっている南城市とかこちらとの違いもあるとは思うんですが、特に八重瀬町具志頭の2カ所の場合なんかは接続率がすごく懸念されるんですよね。そこら辺をちょっとお願いします。

○漢那政弘土木建築部長 今委員がおっしゃるように下水道も農業集落排水事業もそうなのですが、接続率が大変これまで大きな課題でございまして、おっしゃるように整備しても各家庭が接続してくれないと有効に共用できないという部分がございますので、これは大きな課題でございます。しかしながらふだんに私ども下水道行政を担当している者として日ごろから公共下水道、特に担当の方と接触があるわけがございますので、アクションプランを作成したり情報交換をしたり、いろいろな意味であらゆる会議の場で、接続率の向上のために頑張ってきておりますが、やはりこれは今でも大きな課題の1つで、これからも下水道の中で頑張っていかなきゃならない大きな1つだと思っております。もちろん今経済的な支援の話がされたいのかもしれませんが、基本的には公共下水道を担当する市町村の皆さんと一緒に、接続率の向上に努めていきたいと思っております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、土木建築部関係の陳情第68号外7件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次説明いたします。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを説明いたします。

まず、1ページの陳情第68号東部海浜開発（泡瀬埋立）事業の中止に向けての取り組み等に関する陳情について説明いたします。

国の調査について、平成20年5月にも調査が実施されたことを確認しましたので、時点修正しております。

次に、新規に付託された陳情7件について説明いたします。

まず、2ページの陳情第96号の3軽油価格の高騰により存亡の危機に瀕しているトラック運送業界からの陳情について説明いたします。

1道路特定財源については、平成20年5月1日に従前の暫定税率を新たに10年間延長する税制改正法が国により施行されております。

暫定税率が復活した背景は、国及び地方の厳しい財政状況を踏まえ、暫定税率廃止による国・地方の財政運営や道路整備等への影響が懸念されたことによるものであります。

本県においても、平成19年11月に沖縄県自治体代表者会議（議長仲井眞知事）を開催し、全会一致で暫定税率の延長を決議しております。

2公共工事における資材等の運搬については、運送方法が多岐にわたるため、請負者が緑ナンバートラックか、自社所有や雇用契約等に基づいた違法でない白ナンバートラックのいずれを使用するかについて請負業者が自由に選択することができます。

また、燃料サーチャージは燃料価格の変動によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度であり、導入については荷主とトラック運送業者の話し合いで決められるものと考えております。

県では、公共工事で使用する建設資材等については、市況における実勢価格を把握し、価格の変動が積算に反映されるようにするとともに、適正な請負代金額に変更できるよう単品スライド条項の適用を行っております。

次に、3ページの陳情第108号の3原油価格高騰対策に関する陳情について説明いたします。

県の公共工事で使用する資材については、市況における実勢価格を把握するため、専門の調査機関へ委託して年2回調査するとともに、鉄筋や鋼材等については、毎月発行されている物価資材等を参考に単価を決定しており、価格の変動も積算に反映されていると考えております。

県においては、鋼材類、燃料油等の資材が高騰していることから適正な請負工事代金額に変更できるよう、国土交通省の運用基準に準じて単品スライド条項の適用を行っております。

なお、本陳情において「総合評価方式の導入を徹底し」とありますが、陳情書の提出者であります石垣市議会事務局に確認したところ、原油価格高騰対策と直接関連性がないことから取り下げる旨の回答がありました。

次に、4ページの陳情第115号港湾区域内の水域占用許可に関する陳情について説明いたします。

港湾区域の占用許可については、港湾法第37条第2項において、港湾の利用もしくは保全に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない、と定められています。

陳情者の申請では、宜野湾港沖の岩礁を広さ4メートル四方、深さ1.5メートルの掘削を行って池をつくり、また、安全のため、池の周囲に高さ1メートルのさくを設置する計画であります。

しかし、当該水域は宜野湾トロピカルビーチに隣接し、海洋レジャーに利用され、水上バイク等が往来しており、さくの設置は危険性があります。

また、サンゴ礁を掘削してつくった池と掘削のため使用する重機で踏み潰される岩礁は現状回復が不可能と考えられます。

したがって、県としては、占用申請を不許可としたものであります。

次に、5ページの陳情第130号燃料高騰による車持ちダンプ労働者の低価格・労働条件の改善を求める陳情について説明いたします。

1 公共工事に使用するダンプトラックの単価は、国土交通省の積算基準や公共工事労務費調査により決定した労務単価等に基づいて、適正に設定しているところであります。

なお、自家用トラック所有の運転手が、車持ちで事業主に雇用された場合の単価は、当事者間で調整し決定されるものであると思いますが、県としては賃金や労働条件が適正に確保されるよう指導していきたいと考えております。

2 建設業法第24条の7により、特定建設業者が発注者から直接工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が一定の額以上となる場合は施工体制台帳及び施工体系図の作成が義務づけられております。

施工体制台帳には、受注した特定建設業者及びすべての下請負人の商号、請け負った建設工事の内容等を記載することになっております。

しかしながら、資材納入、運搬業務等は建設工事の請負契約に該当しないことから、事業主に雇用されたトラック運転業務は施工体制台帳への記載は作成範囲に入っておりません。

県としましては、今後の検討課題と考えております。

次に、6ページの陳情第133号住宅供給公社の共益費徴収業務に関する陳情

について、説明いたします。

沖縄県住宅供給公社の委託業務として、共益費の徴収業務を含めることについては、当該業務が県の実施すべき業務であることが前提となります。

しかしながら、共益費は入居者と電気や水道等サービスを供給する事業者との契約に基づいて支払うべき費用で、受益者である入居者が負担するべきものであり、県はその契約当事者ではないことから、共益費を徴収することは県の業務にはあたらないと考えております。

したがって、住宅供給公社の委託業務とすることはできないものと考えております。

次に、7ページの陳情第138号古島団地の建てかえに関する陳情について、説明いたします。

1 県としましては、事業の円滑な推進のためには、当事者間の信頼関係が重要であることから、入居者にかかわる情報の開示を行うことで、相互理解を図ることを目的とした推進協議会の設置に向け、那覇市及び事業者への働きかけを行っているところであります。

現在、事業者に対し、入居者を含めた推進協議会の設置について、その趣旨や内容の説明を終えており、その回答を待っている状況であります。

2 入居者の安全確保のために必要な建物の維持・修繕は、賃貸人の義務であることから、事業者みずからの責任で行われるべきものと考えております。

しかしながら、県としましては、当該事項についても、事業者と入居者の共通理解を図ることが重要であると考え、関係者に対して推進協議会の設置を働きかけているところであります。

最後に、8ページの陳情第152号公共工事の不払いに関する陳情について説明いたします。

陳情は、県発注の4つの工事に関するものであります。

1つ目の平成16年度施工の雄樋川護岸工事につきましては、最終請負額が9613万8000円で、その支払状況は、前払金として3876万6000円、完成払金として5737万2000円を支払っております。

2つ目の平成18年度施工の小谷地すべり対策工事(2工区)につきましては、最終請負額が3061万8000円で、その支払状況は、前払金として1020万6000円、完成払金として2041万2000円を支払っております。

3つ目の平成19年度施工の玉城那覇自転車道整備工事(H19-1工区)につきましては、最終請負額が1956万8850円で、その支払状況は、前払金として739万2000円、完成払金として1217万6850円を支払っております。

4つ目の平成19年度施工の玉城那覇自転車道整備工事(H19-2工区)につき

ましては、最終請負額が1018万5000円で、その支払状況は、前払金として394万8000円、完成払金として623万7000円を支払っております。

以上のように、各工事の請負代金につきましては、県と有限会社大忠建設との間で締結した建設工事請負契約書に基づき、全額の支払いが適正に処理しております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 最後の陳情第152号についてですが、これは今処理概要を聞いていますとどういうところを不払いと言っているのか逆に疑問を持っていますが、訴えている方の不払いの部分はどういうところですか。

○漢那政弘土木建築部長 設計変更額が契約額以上にあるという申し出です。

○嶺井光委員 この人から私は事情を聞いたんですが、話し合いとかはなされたんですか。大城さんは請求していますよね。もちろん皆さんとしては主張があつて未払いはないという説明ですから、その辺の話し合いの状況をちょっとお聞かせください。

○漢那政弘土木建築部長 まず最初は電話でそういうお話があつて、それから南部土木事務所にもおいでいただいて話し合いをし、きちっと整理という意味では変更の支払いという意味での文書をいただきまして、それに対して私どもも文書で回答しております。

○嶺井光委員 私も行政にいた経験から、設計変更があるのであれば協議をしますよね。双方で納得の上で設計変更に基づく作業をしていくはずなんですよ。そうであればこういう不払いがあるとかないとかいう話がどこで出てくるの

か、その辺がよく理解できないんですよ。

○漢那政弘土木建築部長 もちろん私どもも平成16年度の工事あるいは平成18年度の工事、平成19年度もございますが、そういう過年度の工事でございますので、当時の担当からももちろん事情につきましてヒアリングを行っております。基本的には甲と乙、県と企業が対等な状態に変更契約を結んで工事をしてもらい、そして最終的に金額も完成払いをするということでございます。

○嶺井光委員 その人の話で、県としても自分の請求に対して予算化しないといけない、そのために訴えを起こしなさいと、それを根拠にして予算要求をするかのようなことを本人が言っていたんですよ。そこら辺はどうとらえていますか。私は所管に聞いたらそんなことはないと言っていました。その話に通じているのか、そこら辺はどうなんですか。

○前泊勇栄道路管理課長 この業者から訴訟するという話は聞いております。ただ県としては訴訟するかどうかについては意見を述べる立場にはないということで返事をしてあります。

○嶺井光委員 わかりました。こういう話があったものですから、ちょっと私もよく理解できないなど。一般質問で嘉陽委員が取り上げていたんですが、これはもう終わりますが適切に対応してください。

次に、陳情第130号全日本建設交運一般労働組合の方からの、公共工事に係るダンプの単価の問題、今の原油高騰のあおりの一つなんだと思うんですが、県としては賃金や労働条件の適正な確保についての指導をなさるとい話をしておりますが、私はこの根底には公共工事の低入札があると思うんですよ。ですから公共工事で積算された単価が請負業者に届いていないということですから、適正な価格なんてどこからも出てこないと思うんですよ。そういうところを見てどうお考えなのか。

○漢那政弘土木建築部長 こちらに書いてある、私どもが言っているのは、適正な市況価格を反映した積算単価であると思っております。ただ委員がおっしゃっておられるのは、落札額が低いところに張りついているという趣旨だと思いますが、私どもの積算そのものは最近の高騰で単品スライド条項の話は一つありますが、その話は別にしまして、原則として基本的には市況を反映した単価であり、また設計額だと思っております。

○嶺井光委員　そういう認識は想定内ですけどね。現実今の低価格入札、受注の実態、本会議一般質問で皆さん取り上げている。最低制限価格の設定についても60から80パーセントを65から85パーセントまでに上げた。それにしても85パーセント上で設定しているわけじゃないわけですよ。そういうところに問題があるなと思っていますよ。そういう意味では、この85パーセントをもっと上げて、設計額そのものが適正な価格ととらえていますからね。皆さんもそういうことで市場単価も調査して、この工事にはこれだけ経費が必要だということで設計額を組むわけですから、何度か議場でもお尋ねして、設計額に対する認識とかを伺ってきたんですが、お答えなさっていますが、競争の原理も必要だと思いますけど、これが一般管理費、現場管理費等どこまで頑張って勝負しなさいということなのか、そこら辺を今の不況の状況を考えると、やっぱり発注する側が配慮すべきじゃないかと。検討するということは、こういうのも含めて検討すべきじゃないかと思っていますがどうですか。

○漢那政弘土木建築部長　入札制度の件になるわけですが、入札制度の85パーセントというのは最低制限価格でございます、仮に100の設計額に対して85というのが最低制限価格の上限ですが、私ども100を積算して85とってくださいという話ではなくて、100のものは100なんですね。それが市況を反映した適切な価格でございますから、85というのはむしろ最低価格で、それから下の価格については品質の確保、下請け等々を考えますと、やはり施工、工事の管理からしまして担保ができないということですから、私どもが85を推奨しているわけではございませんので、それはひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○嶺井光委員　現実結構過当競争している実態があるわけですから、そういうものも含めて改善策をぜひ編み出してほしいなど、これからもこういう議論をどんどんやっていこうと思うんですが、これは終わります。

もう一つ、陳情第133号の県営住宅の共益費の件ですが、そもそもこの団地の管理責任は県ですか。それとも入っている方々ですか。

○漢那政弘土木建築部長　団地の住環境というとソフト、ハードがありまして、基本的な施設あるいは工作物、そういうものは県のほうで設置、建築しているわけです。つくった後の、例えば一番わかりやすいのは、植栽などでございますが、そういうものは団地自治会が主体的に管理する。美化環境とか清掃とかも含めて、そういう意味では住環境のソフトの部分については自治会というか

入居者みずからが担っているということになります。

○嶺井光委員 そうしますと共益費というのはどういうものに充てられているという認識ですか。

○漢那政弘土木建築部長 こちらでは入居者が負担すると私どもは報告しておりますが、まず入居者が個人で入っている電気、ガス、水道があります。これは当然水道屋さん、ガス屋さん、電気屋さん個人が払うわけですね。個人が契約しているわけですから。今度は外灯がございます。それから廊下の外灯もございます。エレベーターの電気代もございます。下水道がないところでは合併処理浄化槽の電気代もございます。そういうものと、それとは別に自治会活動に必要なものもございます。夏祭りや敬老会、子供会だったりいろいろあります。

○嶺井光委員 もうどこの団地だろうが必要な経費ですよ。処理概要を見ますと県が徴収すべきものではないという認識のようなんです。そういう観点からすると県が徴収すべきものというとらえ方は全くできないものなんですか。完璧にこれは県がかかわるべきものではないという根拠があるんですか。

○漢那政弘土木建築部長 その前に私は個人の住宅の話を答弁したんですが、やはり受益者が事業者と契約するわけですね。自治会がそれをまとめてやっているだけでございますから、基本的にはやはり入居者あるいは団地の皆さんがということです。

○嶺井光委員 概念として一般的にそういうのは理解していますけど。しかし県が住環境、住宅供給をする行政責任を今しているわけですよ。人々がしっかりとしたいコミュニケーションの場になって、コミュニティー活動がしっかりとあってという理想のものを行政としてつくり上げていかないといけない。こういうことを考えるとこの概念そのものが、今実態として徴収できない、転居してそのままフィートゥートゥーになっているという現実もあるようですから、こういうトータルで考えると何かシステムが必要じゃないかなという気がするんですよ。最後にもし答弁があったらお願いして、ぜひこういう概念も含めて検討してみたらどうかなと思っております。

○漢那政弘土木建築部長 おっしゃるように自治会活動の中で確信犯的な滞納

者がおられるようで、一部なんでしょうけど皆さん大変お困りのようです。しかしながら私どもはやはり自治会が民主的にコミュニティーとして育ててほしいということで、共益費の費用も実は自治会が皆さんで決めているわけですね。それを県が決めたり取ったりということになると、コミュニティーが逆に育たなくなる可能性も片一方ではあるかと思えます。いずれにしてもやはり自治でございますから、コミュニティーはみんなで頑張っていたきたい。もちろん私どもが支援する部分は当然支援していかないとはいけません。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 陳情第68号から。先ほど線引きをして新しい挿入文がありました。これはサンゴの調査ということになっていますが、サンゴだけの報告書ですか。

○**新垣盛勇港湾課長** 処理概要に書いておりますのは当初は平成20年に調査を予定しているということで書いておりましたが、平成20年5月7日、8日でございますが、国においてサンゴの調査を行っておりまして、その結果がまとまって環境監視委員会にも報告されましたので、今回記載したところでございます。

○**嘉陽宗儀委員** 調査の箇所は何カ所になっておりますか。

○**新垣盛勇港湾課長** 調査の箇所につきましては現在埋め立てを行っております第I区域の箇所でございます。

○**嘉陽宗儀委員** 埋め立てたために海流の変化でその他の地域のサンゴにも非常に影響が出ているということが指摘されているんですが、埋め立ての中身だけの調査にした理由は何かありますか。

○**新垣盛勇港湾課長** ほかの地域のサンゴの調査地点につきましては、環境影響評価で調査区域がちゃんと決まっております。それについては毎年調査を行っております。ただ今回のサンゴの調査につきましては、特に5月にその区域の調査を行ったということでございます。

○嘉陽宗儀委員 これは埋立地域の調査で、かなり埋め立てが進んでいて、海面の汚れもかなり出ているんですが、これは前から私が言っているように埋め殺しするのになぜわざわざサンゴの調査をする必要があるのですか。助けるつもりですか。

○新垣盛勇港湾課長 第Ⅰ区域のサンゴにつきましては現在沖縄市において埋立区域内のサンゴの有効活用、保全を図るということで移植等について国の協力を得ながら、それとNPOと漁業協同組合等と調整を進めているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 あのサンゴは、私も見てきましたがこの前現場調査したとき皆さん方は説明しなかったけど、あれは移植可能なサンゴという判断で移植するつもりなんですか。

○新垣盛勇港湾課長 現在そういうことや、また移植の場所とかも含めまして検討しているということをお聞きしております。

○嘉陽宗儀委員 サンゴの被度を見たら、前から90パーセントあるのがどんどん減って、皆さん方の工事でどんどんサンゴが死滅してわずかしか残っていない。だんだんよ。今の調子で進めたら移植する必要もないくらい全部死滅しそうです。それでも移植する必要はあるんですか。

○新垣盛勇港湾課長 今回5月7日、8日の調査によりますと、サンゴが特に減少しているという状況ではございません。

○嘉陽宗儀委員 もともとどれだけあったかの確認がないからそういう話になるから、きょうこれが議論の中心じゃないんですが、移植する気があるのであれば、移植する間工事をストップしたらどうですか。

○新垣盛勇港湾課長 サンゴのある区域の埋立工事につきましては、来年度以降ということになっております。

○嘉陽宗儀委員 だから助けるつもりであれば、助けるための手だてはやるようにしておいたらどうですか。

○新垣盛勇港湾課長 その辺も含めまして沖縄市と国が調整をされていると聞いております。

○嘉陽宗儀委員 この埋立工事をする場合に、皆さん方は公有水面埋立法で、免許条件ということでこの環境保全のファイルについて出されていますよね。これはどうなっているんですか。

○新垣盛勇港湾課長 環境保全のファイルと申しますと、環境影響評価のことということで理解してよろしいですか。これは国の場合は埋め立ての承認書でございまして、留意事項ということになっております。それと県の場合は免許書ということでございまして、免許条件ということでさまざまなことが条件として掲載されております。それは当然存じております。

○嘉陽宗儀委員 この文書を見ると、公有水面埋め立てに関する意見について、るる貴重種の保全をこのように図ることとか細かく書いていますよね。公有水面埋立承認に関する意見ということで、さらにまた細かく書いているんですよ。その中身を知っていますか。

○新垣盛勇港湾課長 申しわけございません。委員の今おっしゃっておりますのは、文化環境部からの公有水面埋立承認に関する意見でございますか。知事あてでございますよね。それは承知しております。

○嘉陽宗儀委員 その中身は簡単に言えばどういうことですか。

○新垣盛勇港湾課長 中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立承認に関する環境関係の意見についてということでございます。

○嘉陽宗儀委員 これはるるこういうことを注意しなさいと書いてあるけども、今それはちゃんと守られて皆さん方は事業を進めていますか。

○新垣盛勇港湾課長 この意見につきましては工事の際にも環境の保全に配慮して工事を進めているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 港湾課長、きのうも話をしたけどさ、事実に基づいて皆さん

方は答弁しないといけないのに、私も事実に基づいて調べてから質疑するんだから、立場の違いは違いでそれはいいですよ。ただ事実はちゃんとと言わないと思いますよ。ここは県議会ですからね。我々は執行部をチェックする仕事をしているんです。そのために選挙に出て有権者から負託されて、民主主義の基本として、それに基づいて私どもはこうして、我々も質疑する前にいろいろ調べて聞いているんですよ。この中身に書いてあることは皆さん方はやっていないにもかかわらずやっていますみたいに言われたら、ちょっとまずいんじゃないでしょうか。

○新垣盛勇港湾課長 泡瀬地区の環境保全につきましては、専門家の意見や、環境監視委員会、また環境保全創造検討委員会とか両委員会がございますので、そういう専門家の意見も聞きながら工事を進めているところでございまして、環境の配慮は十分しているつもりでございまして。

○嘉陽宗儀委員 我々は前に土木委員会として現場調査をしたんですが、どこにどういうのがあるか港湾課長たちは説明もしなかった。大失点ですよ。この土木委員会も陳情があって、この工事がどうなっているか正確に理解しないといけないので、改めて私が今言ったことについて、この意見書についても、どう守られているか守られていないのか、事実だけはきちっと掌握してくださいよ。きょうはこれ以上質疑はしませんから、注文しておきますよ。僕も現場は沖縄市泡瀬だから、よく見てるわけよ。文書もこういう留意事項がある、しかしやられていないという思いがあるし、泡瀬干潟を守る会の皆さん方の写真を持ってきて、きょう僕は写真をたくさん持ってきたんですよ。見ますか。証拠写真を。きょうはそれは披露しないけど、我々が質疑しているんだから、皆さん方もちゃんと調べて、どこがおかしい、おかしくないか全部やれば議論になるのに。僕ら県議会はいい加減に質疑しているわけじゃないんだよね。ちゃんと全部調べてから写真も撮ってきてやっているんだから。きょうはもうそれ以上はやりませんので。少なくとも県議会では事実を調べて、正確に答弁をしてくださいよ。どうですか。

○新垣盛勇港湾課長 後ほど写真とかも見せていただきながら、その辺の事実を確認したいと思います。現場はちゃんと見ております。

○嘉陽宗儀委員 次に、この前もこの事業計画で、公有水面埋立法、沖縄市はこの事業計画は県の包括外部監査もあって、この事業はもうしないと。しない

というのであればこの公有水面埋立法上は事業目的がないと埋め立てできないようになっているわけだから、沖縄市の事業計画がなくなったのであれば、その事業計画書をつくる間は埋立事業は中止すべきじゃないかと私は前に言いましたが、今もそう思いますけどどうなんですか。

○新垣盛勇港湾課長 中城湾港泡瀬地区埋立事業につきましては、埋立免許を受けた国と県が事業者として整備を進めております。免許出願事項の中には埋め立ての区域や用途がございますが、その出願事項に従い事業者が工事を施工することについては公有水面埋立法上違法とは考えておりません。また出願事項の用途の変更がある場合は、事業者が公有水面埋立法第13条の2の出願事項の変更の許可を得ることとなっております。事業者でない沖縄市の都市利用計画の見直しがあるということをもって工事を進めることが違法になるとは考えておりません。

○嘉陽宗儀委員 あくまで沖縄市の事業計画は生きています、だから工事を進めますと皆さん方はこれまで答弁しているから、これはおかしいでしょうと僕は言ったでしょう。これは事業者は国と県だから、沖縄市がどういう態度をとろうが埋め立てた土地の有効利用は沖縄市が計画するわけであって、埋立免許そのものは市と関係ないんだから。そのことを答弁しなさいと僕は言ったわけだ。沖縄市の事業計画は生きていますから云々という答弁はだからまずかったわけだ。僕から言えば。それは認めますか。

○新垣盛勇港湾課長 今回の答弁のとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 その答弁であればもうそれ以上は言わないでおきましょうね。事実を言えば簡単に進むでしょう。この公有水面埋立法で国と皆さん方が事業をしていますね。国の埋立免許面積は幾らですか。

○新垣盛勇港湾課長 177ヘクタールでございます。

○嘉陽宗儀委員 沖縄県が埋立免許を取得した面積は幾らですか。

○新垣盛勇港湾課長 約9.2ヘクタールでございます。

○嘉陽宗儀委員 この9.2ヘクタールは皆さん方はちゃんと国みたいに埋立免

許は取っているんですか。手続上ちゃんとやっていますか。

○新垣盛勇港湾課長 当然埋立免許は取得しております。

○嘉陽宗儀委員 第Ⅰ区域、第Ⅱ区域があって、今埋め立てしているところは
何区になっていますか。

○新垣盛勇港湾課長 第Ⅰ区域でございます。

○嘉陽宗儀委員 第Ⅱ区域の面積は幾らですか。

○新垣盛勇港湾課長 第Ⅱ区域の全体面積は91ヘクタールでございます。

○嘉陽宗儀委員 公有水面埋立法上の免許の第Ⅱ区域の事業目的は何になって
いますか。

○新垣盛勇港湾課長 第Ⅱ区域のほうも同じように中城湾港泡瀬地区埋立事業
の目的は沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地
域特性を生かした国際交流リゾート拠点等の形成を図るものであるということ
でございます。

○嘉陽宗儀委員 その計画はパーになっているからいいけど、しかしその中に
泡瀬通信施設の埋め立て部分が入っているでしょう。あの面積は幾らですか。

○新垣盛勇港湾課長 約37万8000平方メートルでございます。

○嘉陽宗儀委員 この約37万8000平方メートルの利用目的は何になっていま
すか。

○新垣盛勇港湾課長 37万8000平方メートルのうち陸域になる面積は31万2000
平方メートルでございます。その利用目的はスポーツレク施設用地や水産振興
施設用地、緑地用地、住宅用地、護岸用地、道路用地等でございます。

○嘉陽宗儀委員 このうち泡瀬通信施設に係る部分の事業内容はちゃんと明確
になっていますか。

○新垣盛勇港湾課長 今申し上げましたのは泡瀬通信施設に係る面積の部分の用途でございます。

○嘉陽宗儀委員 この用途計画については米軍とはちゃんと話し合いをして決めているんですか。

○新垣盛勇港湾課長 米軍と特に利用計画の調整はしておりません。

○嘉陽宗儀委員 泡瀬通信施設については、皆さん方はきのうも共同使用に関する協定書にサインをしていますが、そのことについては協定書がありますよね。それについては知っていますか。

○新垣盛勇港湾課長 はい、存じております。

○嘉陽宗儀委員 その中身にはいろいろ利用制限が詳しく書かれていますが、それも知っていますか。

○新垣盛勇港湾課長 はい、存じております。

○嘉陽宗儀委員 では知っていながら、今の利用計画というのは問題ないんですか。具体的に僕が全部指摘するわけにいかないけど。

○新垣盛勇港湾課長 そのような利用制限を勘案いたしまして、スポーツレク施設や緑地とかに利用することにしております。

○嘉陽宗儀委員 これを見たら保安柵とか細かく制限されていますけど、この協定書には何項目制限があるのですか。

○新垣盛勇港湾課長 合計で18項目ございます。

○嘉陽宗儀委員 それについてはみんなクリアしているのですか。

○新垣盛勇港湾課長 クリアした計画にしております。

○嘉陽宗儀委員 これについてはこれ以上言いません。その計画書はさっきのものと違うと思うんで、その計画書をちゃんと出してください。クリアしているかどうか私はチェックしますから。これを共同使用に関する協定書にきのう署名をしているんですが、何で署名したんですか。

○漢那政弘土木建築部長 県が署名したということなんですが、なぜしたかという、泡瀬通信施設に係る保安水域、その埋め立てられる部分に、埋め立てた後県が管理する臨港道路、緑地等の土地利用計画があるわけでございます。そういうことから中城湾港泡瀬地区埋立事業を円滑に進めるために、従来どおりの共同使用を継続していく必要があると判断したので、今回知事が署名したということでもあります。

○嘉陽宗儀委員 これは沖縄総合事務局長、沖縄県知事、沖縄市長の3者が従来やっていたけど、沖縄市長が拒否したから、では代表して知事がやるということになったわけでしょう。

○漢那政弘土木建築部長 そのとおりです。

○嘉陽宗儀委員 なぜ沖縄市長は、前はサインしていたけど今回は署名しなかったんですか。

○漢那政弘土木建築部長 沖縄市長が署名しない理由は、泡瀬通信施設の石護岸域について、埋め立てられる分が市長としては新たな基地として米軍に提供されるということと、共同使用により土地利用の制約が生じているからだと聞いております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方は沖縄市長がそういう基地強化になる、埋め立てて新たな陸上部分に米軍基地を提供するということについては市長としては同意できないということになっているんですが、皆さん方としては仕方がないから埋め立てて米軍に新たな基地を提供する方がいいという判断で署名したんですね。

○漢那政弘土木建築部長 私どもは新たな基地を提供するとは考えておりません。

○嘉陽宗儀委員 考えてないから考えなさいというわけにいかないけど。従来この保安水域はどう使われていたんですか。

○新垣盛勇港湾課長 こちらの保安水域は泡瀬通信施設の第Ⅱ区域という制限になっておりまして、米軍の船舶の通信に支障を及ぼさない限り、しゅんせつまたは建設等の工事は制限しない。また漁業及び船舶の航行は制限しないとなっております。米軍の保安水域として提供されております。

○嘉陽宗儀委員 ではもう一步突っ込んで聞くと、保安水域というのはあくまで海上部分で、陸上部分じゃないんだよ。今度埋め立てたら陸上部分になって水域じゃなくなるわけ。あくまで領土ですよ。水域の場合には領土じゃない。あくまで保安水域であってな。全然違うでしょう。埋め立てた陸上部分と海の中と同じですと言うからさ。本当に同じですか。今沖縄にはあちこち制限水域がたくさんある。埋め立ててみんな陸上部分にしても何も変わらないということになったら大変な話だよ。今の答弁は。事実を言わないと、答弁は。御都合主義でその場逃れで答弁したらだめよ。埋め立てるんだから。水域じゃないんだから。新たな基地の提供に間違いないでしょう。

○新垣盛勇港湾課長 委員は協定書もお読みになったと思いますが、確かに埋め立てをした後は提供されるものとする協定書にはなっております。しかしながらその次の次の項におきまして、この埋立地は協定に基づき共同使用のため日本政府に供されるものとするということで、共同使用で日本政府に供されるということになっております。

○嘉陽宗儀委員 この協定書を読んでもくれと言ったんじゃないくて、今保安水域だから、あくまで提供施設云々じゃないんですよね。ところが埋め立てたら完全に基地になっちゃうわけな。だから保安水域と埋め立てた新しい陸上部分に軍事基地ができるのに、全く変わりませんという答弁でいいんですか。事実を言ったら次の対策が出てくるけど、あくまで自分たちは変わらないと思いますと、思うだけでは前に進まないから。

○漢那政弘土木建築部長 変わらないという表現は悪かったかもしれませんが、新たな基地の提供にはならないと考えているということです。

○嘉陽宗儀委員 今は陸上部の軍事基地じゃないですよ、土木建築部長。軍

事基地ですか、保安水域ですか。陸上部の軍事基地と保安水域は同じという解釈ですか。

○漢那政弘土木建築部長 私が言っているのは再三言いますように、新たな基地の提供にはならないと考えているということです。

○嘉陽宗儀委員 土木建築部長がそう思うんだったらこれはしょうがない。ただ陸上部分として新たな、自由な形で使える基地が出てくることは間違いないですね。保安水域はほとんど使われていない。あくまで保安水域で制限されただけであって。

○漢那政弘土木建築部長 要するに埋め立てられたら基地に提供されるという委員のお話ですが、当該保安水域にかかわる部分を共同使用することによって県あるいは市あるいは民間の利用が可能になるわけですから、新たな基地の提供にはならないと再三申し上げております。

○嘉陽宗儀委員 共同使用と言うけれども、今泡瀬通信施設はどのような機能をもって、どのように使われているかわかりますか。

○新垣盛勇港湾課長 泡瀬通信施設でございますが、施設面積が55.2ヘクタールでございます。何に使っているかということにつきましては第7艦隊との通信とかに使用していると聞いております。

○嘉陽宗儀委員 共同使用と言うけど、使用条件はどうなっていますか。あのね、少なくともここは県議会だからね、さっきも言ったけど、ここには調査も勉強もしてから準備をしてくるんですよ。ただ適当に審査していると思ったら大間違い。各委員みんなそうですよ。それであれば皆さん方も十分に関係資料を調べて、どういう角度から追求があってもきちっと答弁するという準備をしてもらわないと、今後土木委員会で4年間つき合わないといけないわけだからね、そのぐらいちゃんと覚悟をして調べておきなさいよ。きょうは次に行くから引き続きにしておきます。

これを見たら、県の発行している文書で、使用条件は不明にしている。アメリカがどんなに使うか言わない。核戦争の指令通信基地、ミサイル防衛の通信任務を持っている。非常に恐ろしい。しかも高度な電磁波がある。共同で使ったらあの辺は電磁波が大分飛ぶわけだから、それを共同使用できるからいいで

しょうなんていい加減なものじゃだめなんだよ。電磁波の心配もあるし。しかもこれは核ミサイル防衛網のレーダー通信基地の役割もしているし、恐ろしいですよ、この中身を見たら。そういうものを皆さん方は調べてサインするならわかるけど、何もわからないで東門沖縄市長がやりませんから、基地機能になるからやらないからかわりにやりましょうとやる。こんなことじゃまずい。この辺にしておきましょうね。これについては引き続き、免許の話からいろいろ、きょうだけでは解決しませんので、調べて、県議会の質疑については十分答えられるような努力はしてください。いいですね。

○漢那政弘土木建築部長 今委員のほうから準備不足というおしかりがありました。当然私どもとしましてはそれなりに各担当それぞれのセクションにおいて一生懸命努力をしてきたつもりでございますが、そういう指摘もございましたので、これからより一層しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 ただ、今答弁できなかったものについていろいろあるわけだから、我々議員が議会に来ているのはただ来ているわけじゃない。みんな調べてから来ているんですよ。チェック機関ですから。皆さん方の議会に臨む姿勢はきちっとしないとということでは言っているんですよ、僕は。だから答えなかったことについては次から明確にどういう角度から議員が追求しても少なくとも十分答えられるような努力をしてくれというだけの話だから、それ以上は言いませんよ。

次に、私が一般質問で取り上げた工事代金不払いの問題についてちょっとだけ聞いておきますが、いろいろ私も聞いてみましたが、設計変更がありますよね。それぞれの工事について何か所くらい変更していますか。

○前泊勇栄道路管理課長 まず平成19年度で施行されました玉城那覇自転車道整備工事H19-1工区について申し上げます。1回でございます。

○嘉陽宗儀委員 その1回で何か所ずつやっていますか。

○前泊勇栄道路管理課長 まず側溝工が変更になっております。それと舗装工も変更になっております。雑工の中の防草コンクリート、転落防止柵が変更になってございます。

○嘉陽宗儀委員 何か所かだけでいいから。結構たくさん箇所が変更されて

いるもんだから、どういう中身か聞いているんじゃないでなく何カ所あるかだけ聞いているんでね。私なりに事情聴取をしたら、その都度皆さんが無理難題を言って変更しなさい、あなた方の負担でやりなさいと。ところが負担できるのと実際上は出費がかさんでできませんよと言っても皆さん方が無理強いしているという話を聞いたもんだから、何でこんなに皆さん方が設計したものについてたくさん設計変更して、その結果として本人たちはこれだけもらっていないという感覚になるかなというのがあるもんだから、ちょっとこれは設計変更の箇所が多すぎるんじゃない。

○前泊勇栄道路管理課長 工事中において発注者側と受注者側双方同一の立場ということで、対等な立場で現場で変更協議をしまして、その結果を踏まえて変更契約したということで、工事期間におけるそういう問題は全くなかったと。それがことしの6月になってそういう話が来たということでございます。

○嘉陽宗儀委員 一応土木委員会としても中身を精査しないといけないのでね。ただ要望だけしておきますと、もう一回聞いて、無理難題は言っていないというけど、刑法で言えば脅迫罪も、あんた殺すぞと言っても、笑いながら言ったから脅迫じゃないと言っても、受け取った側が本当に殺されると思えば脅迫罪は成立なんだから。契約の場合は双方で対等平等と言うけれども実際上はそうじゃないんだから。そういうのがどうも根っこにあるんじゃないかと思われるので、改めて聞いて、解決しなければ改めてまた問題にしますが、解決する努力は一応してくださいよ。

○前泊勇栄道路管理課長 当時の職員からの事実確認もいたしております、その工事期間中においては押しつけやそういうのはやっていないという事実で、業者に対してもそういう報告をしてございます。

○嘉陽宗儀委員 だからやっていないというのはもちろん言いわけとしてはいいわけですよ。別にどうしてもやっているというのを認めなさいというんじゃない。ただ訴えた側はそう受け取っているんで、そのため県議会で問題になっているわけだから、そのことは重視してほしいと。僕が言うのは。皆さん方は問題ありませんと言って切り捨てて、何も問題ないんだったらこういうことは出てこないわけだから、出てきた以上は再度皆さん方の立場から、前泊道路管理課長はそうじゃないと言うけれども、出た以上は改めてどうですかというのはやっぱり聞くだけは聞く態度はあっていいんじゃないですか。

○前泊勇栄道路管理課長 これまでも説明して御理解をいただきたくやってきたんですが、今後とも業者に対しては御説明して御理解を得たいと思います。

○嘉陽宗儀委員 だから解決のための努力だけはしてくださいよ。

次に陳情第130号、この公共工事のときに、県のダンプの常用単価は10トンで5万円云々とありますね。車持ちの場合には1日2万6000円とあるが、この訴えの事実はあるんですか。皆さん方の処理概要には書いていない。訴えの中身について処理概要でこうなっていますよと言えばいいんだから、それ以上何も触れていないから。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 この全日本建設交運一般労働組合沖縄県本部からは年度初めに、十分な金が我々にはまわってこないのを配慮してもらいたいという要望はございました。その中で我々は、工事につきましてはちゃんと適正な価格で積算して工事を発注しているということでお答えいたしております。

○嘉陽宗儀委員 もう一回質疑しましょうね。この訴えの中身について皆さん方の処理方針に説明がないので、この訴えの中身についての事実はどうなんですかと聞いているんですから。処理概要に具体的な事実については書いていないでしょう。それを明らかにしてください。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 車持ちで会社に雇用されている関係ということがありますので、我々としては工事については適正に発注していると。ただ雇用されている者と雇用している者との値段の関係につきましては、県のほうで幾らで出しなさいという指導はできませんので、お互いで調整してくださいということでお答えしております。

○嘉陽宗儀委員 ではこの訴えの中身の事実はあるということですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 実際にトラック持ちの方が幾ら単価をもらっているかということは確認しておりません。

○嘉陽宗儀委員 問題ありませんと言っているのに訴えがあるんだから、さっきと同じになるけど訴えがある以上は事実はどうなんだろうかと、きちっと

正確に調べて事実かどうかを確認した上で、それをどう解決するかというのは知恵を出さないといけないけど、事実そのものもきちっと押さえていないんだったら、解決策は見えてこないから、私はこの訴えの中身は事実なんですかと
言っているんですよ。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 これは賃金のことになりますので、その金額が幾らもらっているかというのは我々で立ち入ることは難しいのではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 公共工事の発注の場合に建設業法上も明確に、やりたい放題やっていいわけじゃなくて、決まりがあるわけね。県はかかわり合いありませんでは済まされないのよね。建築業法上発注者責任があるんだから。基本の問題ですよ。そういう面では問題ありませんと言っていたんじゃないんだから、改めて法律の趣旨にのっとって、発注者責任というのがあるわけだから、お互い
の下請、孫請の関係だけでは済まないわけ。今そういう言い方しているからね。それはまずいですよと。姿勢としても。何のために建設業法があるか。皆さん方が一番その専門になって、その法律に基づいて公共工事の末端までどうなっているか、代金がどうなっているかやらないとだめであるわけ。時間がないからこれ以上言いませんが、改めて訴えの趣旨を理解して、公共工事の発注のあり方として、悪徳業者がいて、今結構あるわけ、下請代金を払わない、人件費ももらえない。私はその都度何とかしようとしているけれども、そういう発注者責任があるわけだから、これについてはちゃんと公共工事の発注の仕方として、関係ありませんではなくて、税金を使うんですからね。県民が納得できるような対応がないといかんから、これについては今後努力事項としてちゃんと調べて、何ができるか検討してください。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 下請関係につきましては建設業法上の適用がありますが、今回のトラックを持っているのは、トラックを所有して事業者
に雇用されている、いわば労使の関係もありますので、請負業者に対しては適切な価格が配慮されるよう要望するように指導していきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 陳情第138号の問題ですが、これは一般質問でも上がって、

私もまだ詳しくは聞いていなかったんですが、同じ会派のメンバーから聞いて質疑をしたいと思います。まず2点上がっていきまして、推進協議会を設置してくれということと、株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドを指導してくれということなんですね。最悪の想定なんですが、株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドが例えば建てかえをしないでその土地を更地にして転売するようなことにもしなつたときに、県ほどの程度責任を持ってかかわる事柄なんですか。

○漢那政弘土木建築部長 原則論から言いますと、賃貸人である株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドと賃借人の入居者がおられるわけですが、今最悪の話をされていますが、私どもが推進協議会を設置しようとするのは、入居者と株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドとの間でどうも信頼関係が少ないということで、入居者の方々が大変心配されているということで、今最後のことをおっしゃっていましたが、その前に情報の公開、例えばあそこは再開発したいというのがもともとの考え方ですから、そういう情報や認識の共有化が今必要だろうということで、最悪の想定は難しいんですが、そうではなくてその前に会社の考え方をしっかり入居者に伝える必要があるのかもしれないと思ひまして、那覇市と一緒に進んで推進協議会の設置を呼びかけているところです。今回答待ちの状態です。

○新垣安弘委員 これは財団法人郵便貯金住宅等事業協会が売り渡すときに、建てかえてやるということは条件として入っているんですよ。ということはそこに住んでいる人たちも建てかえた後に自分たちも入れるということを、財団法人郵便貯金住宅等事業協会は条件としてつけて買い取らせているわけですよ。

○漢那政弘土木建築部長 もう少し厳密に言いますと、みんな無条件で入るという話ではなくて、条件に合致される方が入居されるということになるわけです。要するに建てかえるわけですから、今の条件と建てかえた後の条件は違ってきます。今は古いですが新しくなると面積や設備の問題もあるし、そういうものに合致された方が入れるという配慮がなされていたはずでございます。

○新垣安弘委員 それはそれとして、建てかえるということは一つの条件ではあるんですよ。建てかえてそこが団地になるということが。

○漢那政弘土木建築部長 条件というよりも、その企業は建てかえ開発計画を持っていて、その企業に資産を譲渡したということです。

○新垣安弘委員 財団法人郵便貯金住宅等事業協会がその企業と協定書を交わして渡していると思うんですが、財団法人郵便貯金住宅等事業協会という組織自体は県とのかかわりはどの程度のものなのか。

○漢那政弘土木建築部長 御存じのように、財団法人郵便貯金住宅等事業協会は復帰前に市町村が出資して、当時の琉球政府は出資していないわけですね。県も出資していません。だから出資者でもございません。市町村が出資して設立した財団法人でございまして、県は出資もしていないわけです。ただ、財団法人郵便貯金住宅等事業協会からの要請がございまして、評議委員とか専務に人を派遣していた時期がございます。

○新垣安弘委員 財団法人郵便貯金住宅等事業協会が清算して解散するとき、県には幾ら寄附があったんですか。

○喜屋武博行住宅課長 金額は5億円でございます。

○新垣安弘委員 那覇市にはそこから一銭も行っていないんですか。

○喜屋武博行住宅課長 そういう意味での寄附金は行っておりません。

○新垣安弘委員 県が5億円受け取るときに、やりとりはどのような内容だったのか教えてもらえますか。

○喜屋武博行住宅課長 財団法人郵便貯金住宅等事業協会からの剰余金5億円につきましては、沖縄県が平成17年8月16日に受け入れているものでございます。その趣旨としましては、もともと財団法人の剰余金でございますので、この5億円につきましては広く県民に還元されるべきものという趣旨で沖縄県に寄附されたものでございます。

○新垣安弘委員 その5億円というのは広く県民にという形でされたんですか。その団地の建てかえなり修理なり、後々のこともしっかり、持ち主は株式会社バークレー・リアルティ沖縄リミテッドになるんだけれども、後々のこと

もしっかり県に面倒を見てくださいますよという思いは、5億円には入っていないんですか、この団地に特定された。

○喜屋武博行住宅課長 具体的な受け入れの方法でございますが、地域振興基金ということで県として受け入れております。この基金は規定によりますと県内各地域の振興を図ることを目的としておりまして、地域活性化対策事業の実施に要する経費の財源に充てるということで、特にどれということはありませんが、広い立場から活用するという資料が残っております。

○新垣安弘委員 推進協議会の設置に関しては那覇市と一緒に進めていると思うんですが、会社自体は今誠意をもって対応してくれていますか。

○喜屋武博行住宅課長 先ほど土木建築部長からお話がありましたように、那覇市そして株式会社パークレー・リアルティ沖縄リミテッドのほうに呼びかけをしているところでございます。私どもが今考えておりますのは、もともと入居者の方からそういう協議会を早目に設置してほしいということもありまして、そういう働きかけを行っているわけでございます。その際に那覇市と県、それから事業者、それから最終的に入居者の方にも働きかけるわけでございますが、どうい話し合いができそうかということも含めまして、現在話を持ちかけているところでございますが、事業者のほうとしては現在参加予定の入居者の方について、どのような資格要件で参加するのかということで、きちんと確認した上で県のほうにも返答したいということで、現在私どもとしては返事待ちの状態でございます。

○新垣安弘委員 解散するとき5億円も県のほうに資金が来ていることもありますし、ぜひ住民の皆さんが不安にならないように、あと建てかえまでの間のいろいろな修繕のこととかありますから、ぜひ県も責任を持ってしっかり見届けて、設置まで頑張ってもらいたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 先ほど質疑があったんですが陳情第130号について、私も土木建築部が陳情の窓口よりは観光商工部がいいんじゃないかなと思ったんですが。というのは建築業法関連ではなくて、県内の雇用や中小企業の育成である

とか、そういう観点から陳情の趣旨をチェックしたほうがいいんじゃないかなと思っておりました。しかし土木建築部というので、適正な市況単価のあり方を含めて、皆さんは観光商工部と陳情の実態について意見交換して、その立場から陳情の趣旨を行政指導するというのはできないんですか。

○漢那政弘土木建築部長 今観光商工部と連携するという委員の指摘でございますが、当然私どもは各部とは連携しているつもりでございますが、今おっしゃったように車持ちダンプ労働者の価格のことで、賃金の話でございますので、今おっしゃるような提案がございますので、観光商工部とも相談を持っていきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 ぜひそのようにやっていただいて、せっかく公共事業の設計等に必要な労務単価の法定方法についての関係省覚書で設定されている単価というのが実際上の市況価格に反映されていないという実態があるとすれば、働いても働いても特にこういう燃料高騰の中でどうしようもないことで、県内企業の育成という立場から、この辺はぜひ持ち帰って協議してもらいたいと思っております。

それからもう一つ、陳情第96号の3と陳情第108号の3関連で、単品スライド条項の適用を行っておりますとあるもんですから、具体的に単品スライド条項の適用を行った事例というのはどんなものがありますか。紹介してください。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 9月末現在で、県工事で8件単品スライド条項に基づく契約を行っております。

○高嶺善伸委員 具体的に。幾らを幾らに変えるとか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 今金額の資料は持ち合わせていないんですが、港湾工事で7件、学校の校舎改築で1件でございます。

○高嶺善伸委員 これは今いろいろな発注件数があるわけですが、おおむね協議要請のあるもので処理されたのは何割ぐらいなんですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 30件程度相談がございまして、そのうち8件は改定契約されて、残りは該当しないあるいはまだ工事中ということでございます。

○高嶺善伸委員 ぜひ現場の要望などを踏まえて、この条項の適用について適切にやってもらいたいと要望して終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会道路、橋梁の整備事業について外所管事務調査事項に係る台風13号の被害について審査を行います。

ただいまの議題について、土木建築部長の説明をお願いいたします。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 台風第13号に係る土木建築部関係公共施設の主な被害状況等について、きょう現在で確認している状況を説明します。

まず、道路関係についてであります。県管理の富野大川線、白浜南風見線、与那国島線において、のり面や路肩、歩道の崩壊等がありました。

また、国道390号ほか7路線において倒木があり、そのほか、与那国島線において電柱の倒壊がありました。

町管理の与那国町道田原線、祖納31号、帆安線などで道路陥没、冠水、のり面崩壊がありました。

被害額は県管理で約3億5000万円、町管理で1億8000万円であります。

次に、港湾関係についてですが、県管理港湾祖納港において、電柱等の倒壊により、港湾道路なつた橋の転落防止柵が破損しており、そのほか、船浦港において、空調設備室外機の破損等がありました。被害額は約530万円です。

次に、河川についてですが、町管理河川与那国町田原川において、町道田原線が2カ所陥没しております。

次に、住宅関係についてですが、県営住宅で、雨漏り等により約511万円の被害がでております。

町営住宅においても、雨漏り等により約199万円の被害が出ております。

以上が県管理及び市町村管理公共施設の主な被害状況であります。

○**當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、台風13号の被害について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 先ほどの町道決壊と隣接している与那国町の田原川なんです、代表質問でも一般質問でも取り上げられて、土木建築部長は費用対効果、県管理にする必要性で与那国町との協議などを上げておりましたが、現場を見てみると、これはすぐやりますと答えてしかるべき内容じゃないかと私は思いました。議員もたくさん現場を視察しておられて、大体みんな同じ意見なんですよ。そこで幾つか御説明をしたいと思いますが、まず祖納港に田原川がちょうど出て、この水門を県の土木建築部でやりましたよね。よくできていると思っていますんですよ。というのは潮位でフローティングが上がって、高潮が川に逆流しないようになっている。ところがその時期に雨量が多くなった場合の田原川の排水能力との関係が出てくるね。それでこれは一体感を持った整備という意味では、水路をこんなきれいにつくっているんだったら、河川域も県が整備してあげるべき性質のものじゃないかなと私は思っております。そこで費用対効果は別にして、この水門が逆にはんらんの原因になる場合もあるのかなと考えたときに、それだけの水量をはくだけの河川の整備が一体的になるのがその地域のための再発防止じゃないかと私は思っております。そこで与那国町の方に意見を聞いてみましたら、現在の与那国町長も前の与那国町長も、前の職員も含めて、実は前から県管理にしてほしいということ要望しているらしい。この件については聞かないふりをしている。与那国町の言うことを聞くなど。何か個人の河川敷の財産のことでごたごたな事例があって、それ以来地元としては県が取り合わないのですときちんとした話し合いができないので、この際2級河川指定は議決事案ですので議会として積極的にかかわり合ってくれということだったんですよ。そういうことで水門と一体的な整備をしたほうが再発防止になるんじゃないかということで、正式に与那国町からも改めて協議は上がるということを前提に、県は2級河川にするのが相当だと、私は必要性を感じているんですよ。これについて土木建築部長、答弁をお願いします。

○**漢那政弘土木建築部長** 私も知事と一緒に9月17日に田原川を視察させてい

いただきました。その写真のとおりでございますが、専門の河川課長が与那国町へ行こうとしたら台風15号が発生して行けなくなって、次は議会だということでもた行けなくなって、早速この議会明けに河川課長が現地視察をするということになっております。それが1つです。それから今喫緊の業務は、田原川の隣の町道田原線が災害を受けています。それで今八重山支庁土木建築課を中心にその復旧の申請を国に上げるところでございますが、今月の下旬には災害査定をする手はずになっております。すなわち今田原川の整備のことと、喫緊の話はやはり町道の機能回復でございますから、川で取るか道路で取るかというのがあったんですが、道路で災害を申請して道路で早目に、今月末には災害査定を受け、早目に災害復旧を速やかに行いたいというのが1つ。これは道路であります。もう一つは先ほど申しましたように準用河川を2級河川にという質問がございましたが、大変ハードルがたくさんあるわけでございますので、何分にもやはり専門家による現地視察が肝要でございますから、議会明けには早速調査に行ってもらおうつもりでございます。

○高嶺善伸委員 ぜひそのように早目に調査して出してもらいたいと思います。これは上のほうは農林水産部の土地改良事業がありますよ。それで私は宇良部岳のふもとまで行って水系を全部見てきたら、もともとあの田原川1本で排水していたんじゃないかと、与那国町祖内の墓地のほうに分岐していた水路も昔はあったらしい。ところが今それをみんなふさいで、あの流水面積はすべて田原川に落ちてきているんですよ。そうやってきたらこの水門で出口が調整されていたら、必ず再び水害が起こる可能性があると思うんですね。それで町道はもう災害復旧でやるにしても、路肩の部分、河川敷を少し土地を立ち上げて、ある程度オーバーフローをなくすとか、あるいは満潮時になった場合には町有地部分を少し確保してはんらんを防止するとか、これはやっぱり町ができるようなことじゃないかと。だから2級河川にしない限りまた災害が起きてしまう可能性がある。私は今こっちまで出てきて言わないでおこうと思ったが言うんだけどね、あの水門をつくった土木建築部が、はける水量を超える雨量があることも想定しながら早急に2級河川にして河川改修工事をしなければ、人災と言われても仕方がない部分がある。だからぜひ町も、自分たちは国にも県にも見放されているという文言のある趣意書がまわっていたんですよ。それを考えたら、私は今度の災害を繰り返す可能性があるというのは、台風はゲリラ的な豪雨が伴っているものですから、オーバーフローで床上、床下浸水した人たちの救済もできない。被害額も大きかったんですよね。だから二度とそういうものに被災するわけにいかないの、ぜひ議会明けの調査は、ただ現場を

見るのではなく、2級河川にして県が管理すべき必要性があるという認識に立って、できたら早いうちに地権者の同意を町がまとめて県に上げれば、県は速やかに議会に提案するというのをやる手順で取り組んでもらいたい。これは被災者の立場に立ったら、検討しますとか調査しますでは済まないんじゃないかなと思っておりますので、改めて土木建築部長の決意をお願いします。

○大城芳樹河川課長 早速来週調査に行く予定にしております。いろいろあるだろうと思いますが、私は河川課も結構長いんですが、与那国町から2級河川に上げてくれという要請は余り聞いた記憶はございません。今度行って、与那国町の本当の意向というのを確かめてこようかなと思っております。いずれにしても今与那国町管理の準用河川ですから、与那国町もやるべきことはたくさんあるんです。この前は記録的な雨ですから、日雨量で765ミリというのは200年程度に1回降る雨で、時間雨量の110ミリというのは与那国町では50年に1回程度の雨で、これはうちの課で速報で試算した数字ですが、大体そういうオーダーになっています。これから与那国町の意向を聞きながら、河川整備の必要性などを一緒に努力していきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 同じことなんだけど、私どもも自民党と共産党が超党派でマイクロバスを借りきって、向こうの職員と与那国町長と1日かけて全部見てまいりました。だから議会の対策は事前に調整済みですから。今の田原川の2級河川の問題について、私どもは見て、この堰が問題だなとはだれが見てもわかるんですが、だれがつくったかという、聞いてびっくりして、これは雨量計算もちゃんとやっているのかと。実際今地球温暖化で200年に1回の雨量なんて言ったって今からどんどん変わって行ってさ、大雨が降るのも出てくるんだから、どう見てもあれは町では対応がだめだと。やっぱり県が2級河川に格上げをして整備管理しないといけないだろうというのはだれが見てもそうなんです。それで私どもは聞きました。これは皆さん方でできないのであれば、県に2級河川の格上げを要望しないのかと言ったら、いろいろ努力をしていますと。しかし県はいろいろ言ってくるので、もうそれ以上言いませんよ。じゃあわかった、ここには超党派で全部来ているので、皆さん方の要望がかなうようにちゃんとしっかり県議会でも取り上げて対応しますからと言ってきましたので、ぜひちゃんと対応してもらって、現場を見たらすぐはつきりしますよ。や

っぱり早目に決断して取り組んでください。

○漢那政弘土木建築部長 超党派の強い味方がおりますから、その前にやはり現地調査をしっかりとさせていただいて、その上でまた結論、方針が出たら御報告させていただきたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、台風13号の被害について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に執行部退席)

○當山眞市委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當山眞市委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案、乙第12号議案及び乙第17号議案の3件は、可決され

ました。

これより、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等裁決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情8件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から陳情第138号に係る参考人招致について議題に追加したいとの申し出あり)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

陳情第138号古島団地の建てかえに関する陳情の審査のため、参考人招致についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、本件を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

参考人招致についてを議題といたします。

ただいま、陳情第138号古島団地の建てかえに関する陳情の審査のため、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め、意見を聞く必要があるとの御意見がありますので、参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人の出席を求めることについて協議した結果、陳情第138号の陳情者を参考人として招致し、説明を求めることで意見の一致を見た。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第138号について、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め説明を

求めることについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、その日程及び人選については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山真市